

第 1 節 大規模用消防計画

第 1 作成上の留意事項

1 作成例の活用対象

大規模用消防計画の作成例は、作成基準に基づき、防災管理が義務となる次の防火対象物又は事業所を対象に作成されている。

- ・ 単一管理権原の甲種防火対象物
- ・ 複数管理権原の甲種防火対象物の所有者
- ・ 複数管理権原の甲種防火対象物の事業所で、1 事業所の床面積の合計が3,000㎡以上で、かつ、1 事業所の収容人員が特定用途にあっては30人以上又は非特定用途にあっては50人以上のもの

2 記入上の注意事項

- (1) 消防計画の各項目は、作成例の「解説（作成時の留意事項）」を参照して作成する。
- (2) 作成例は、条例第 55 条の 2 の 2（条例に基づく防災センター）及び条例第 55 条の 5（自衛消防活動中核要員）に該当する防火対象物を想定した、基本的な消防計画の作成例である。そのため、一律に書き表せない部分があるので、事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味し、本作成例を一つの目安として作成する。別表、別記等も作成例を参考として、事業所個々の実態に合うように作成する。
なお、加筆する場合は、当該事業所の実態を踏まえて、各項目の余白に書き加える。
- (3) ★印は、統括防火・防災管理が該当する場合に記入する。
- (4) ▲印は、該当する場合に記入する。
- (5) 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（※）を運用している場合は、必要事項を余白等へ書き加える。
- (6) 作成例に示す別表、別記、別図、別添えのほか、資料編の中から必要に応じ、消防計画に内容を盛り込む（例：防火管理業務範囲表）。

3 消防計画作成チェック表等の添付

- (1) 届出書に「消防計画作成チェック表」を添付し、これにより、消防計画に定める事項に漏れがないかどうかのチェックを行う。
また、「防火対象物実態把握表」（資料編・資料 3 参照）も添付する。
- (2) 委託により内部選任された防火管理者が作成する消防計画には、事業所ごとに「防火管理業務実施計画書」（資料編・資料 1 参照）を作成し、添付する。

※参考 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（資料編・資料 12 参照）

垂直避難が困難な歩行困難者等のために、消防隊が避難誘導を完了するまでの間、一時的に留まることができる一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターを設置した防火対象物における避難安全対策のこと。指導する防火対象物は、建基法第2条第9号の2に規定する耐火建築物のうち次のものとする。

- (1) 一時避難エリアの設置の指導対象
建基令第 122 条に規定する特別避難階段の設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が利用するもの
- (2) 避難誘導用エレベーターの設置の指導対象
建基令第 129 条の 13 の 3 に規定する非常用エレベーターの設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が主に利用する階、人数及び歩行困難者等の情報（車椅子使用、歩行器使用、視覚障がい等をいう。）を事前に把握が可能なもの

第2 防火・防災管理制度チェック表

建物の用途に応じて義務となる制度をチェックし、消防計画作成の参考にしてください。
各制度、該当するか否かはテナントごとではなく、建物全体の規模で判断します。

建物全体の用途 (消防法施行令別表第一)			防火管理者 (法第 8 条、 条例第 55 条 の 3)	統括防火管理者 (法第 8 条の 2)	防災管理者 〔統括防災管理者〕 自衛消防組織 (法第 8 条の 2 の 5、36 条)	防火管理技能者 (条例第 55 条の 3 の 2)	防災 センター (条例第 55 条の 2 の 2)	自衛消防活動中核要員 (条例第 55 条の 5)		
チェック欄			☐	☐	☐	☐	☐	☐		
(1) 項	イ	劇場、映画館等	収容人員 30 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・ 4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上で 2 万㎡以上 ・ 5 万㎡以上	高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上又は 2 千人以上		
	ロ	公会堂、集会場						3 千㎡以上で 3 百人以上		
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー								
	ロ	遊技場、ダンスホール								
	ハ	風俗関連店舗								
(3) 項	ニ	カラオケボックス等								
	イ	待合、料理店	物品販売店舗	5 千㎡以上						
(4) 項	ロ	飲食店			3 千㎡以上					
	(5) 項	イ	旅館、ホテル	収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・ 5 万㎡以上	・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 5 万㎡以上			
ロ		共同住宅、寄宿舍								
(6) 項	イ	病院、診療所	収容人員 30 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・ 4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上で 2 万㎡以上 ・ 5 万㎡以上	高層建築物で 2 万㎡以上	1 万㎡以上で 5 百人以上		
	ロ	社会福祉施設 (避難困難施設)	収容人員 10 人以上					管理権原が分かれる もので、3 階以上で 10 人以上		
	ハ	その他の社会福祉施設	収容人員 30 人以上							
	ニ	幼稚園、特別支援学校	収容人員 30 人以上							
(7) 項	学校		収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・ 4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・ 5 万㎡以上	・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 5 万㎡以上			
(8) 項	図書館、博物館									
(9) 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	収容人員 30 人以上	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・ 4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上で 2 万㎡以上 ・ 5 万㎡以上	高層建築物で 2 万㎡以上			
	ロ	公衆浴場								
(10) 項	停車場		収容人員 50 人以上 〔条別に定めるもの ・ 地階に乗降場を有 する停車場 ・ 収容台数 50 台以 上の屋内駐車場〕	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・ 4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・ 5 万㎡以上	・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 5 万㎡以上			
(11) 項	神社、寺院、教会									
(12) 項	イ	工場、作業場								
	ロ	スタジオ								
(13) 項	イ	車庫、駐車場								
	ロ	航空機格納庫								
(14) 項	倉庫									
(15) 項	事務所等									
(16) 項	イ	複合用途 (特定用途含む)	収容人員 30 人以上 (〔6〕項口が含まれる 場合は 10 人以上)	管理権原が分かれる もので、3 階以上で 30 人以上 (〔6〕項口 が含まれる場合は、 10 人以上)	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・ 4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上で 2 万㎡以上 ・ 5 万㎡以上 ただし、小特対象物を除く。 小特対象物は、(16) 項口の基準と同じ。	・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・ 5 万㎡以上	高層建築物で (5) 項口部分を除き 2 万㎡以上	それぞれの用途で該当する 部分が存するもの又は (5) 項口 部分を除き 1 万㎡以上 ただし、小特対象物を除く。 小特対象物は、(16) 項口の基 準と同じ。	
	ロ	複合用途 (非特定用途のみ)	収容人員 50 人以上	管理権原が分かれる もので、5 階以上で 50 人以上					・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 11 階以上で 1 万㎡以上の うち防災センターが設置さ れているもの ・ 5 万㎡以上	・ 15 階以上で 3 万㎡以上 ・ 5 万㎡以上
(16) の 2 項	地下街		収容人員 30 人以上 (〔6〕項口が含まれる 場合は 10 人以上)	管理権原が分かれるもの	1 千㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	1 万㎡以上	1 千㎡以上	3 千㎡以上		
(17) 項	文化財		収容人員 50 人以上	高層建築物で管理権原 が分かれるもの	・ 11 階以上で 1 万㎡以上 ・ 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 ・ 4 階以下で 5 万㎡以上 〔管理権原が分かれる場合は統括 防災管理者が必要〕	5 万㎡以上		高層建築物で 2 万㎡以上		
その他 (危険物施設等)			・ 外タン又は内貯で 1,000 倍以上 ・ 指定可燃物で 1,500㎡以上					・ 外タン又は内貯で 1,000 倍以上 ・ 指定可燃物で 1,500㎡以上		

※ は特定用途、 は非特定用途となります。

※ 「小特対象物」とは、消防法施行規則第13条第1項第2号に定める「小規模特定用途複合防火対象物」のことで、特定用途の複合用途防火対象物のうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が延面積の10%以下かつ300㎡未満のものをいいます。

第3 消防計画作成チェック表（大規模用）

作成する内容		法令 根拠	該当 確認	作成 チェック	備考
I 総則					
第1 目的及び適用範囲等					
1	目的	◎			
2	適用範囲	◎			
3	防火・防災管理業務の一部委託について (▲防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合)	◎	▲		
第2 管理権原者の責任及び防火・防災管理者の業務					
1	管理権原者の責任	◎			
2	資格管理	◎			
3	自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務 (▲自衛消防組織の設置が必要な場合)	◎	▲		
4	防火・防災管理委員会 (▲防火・防災管理委員会を設置する場合)	◎	▲		
5	防火・防災管理者の業務	◎			
II 予防管理業務					
第1 火災予防上の点検・検査					
1	予防管理組織	◎			
2	日常の火災予防	◎			
3	防災管理及び消防用設備等の点検・検査	◎			
4	報告等	◎			
第2 災害を予防するために守るべき事項					
1	従業員が守るべき事項 (避難施設等の管理、火気管理、放火防止対策)	◎			
2	防火・防災管理者等が守るべき事項 (収容人員の管理、工事中の安全対策の樹立、火気の使用制限等)	◎			
第3 防火・防災教育					
1	防火・防災教育の実施時期等	◎			
2	自衛消防隊員等の育成	◎			
第4 消防機関との連絡等					
1	消防機関へ連絡等する事項	◎			
2	防火管理維持台帳の作成、整備及び保管	◎			
III 自衛消防業務					
第1-A 自衛消防隊の編成と活動（事業所自衛消防隊を編成する場合）					
1	事業所自衛消防隊の編成	◎			
2	事業所自衛消防隊の活動範囲	◎			
3	事業所自衛消防隊長等の権限	◎			
4	火災発生時の自衛消防活動	◎			
5	営業時間外等の自衛消防活動体制（▲営業時間内と異なる場合）	◎	▲		
第1-B 自衛消防隊の編成と活動（防火対象物自衛消防隊を編成する場合）					
1	防火対象物自衛消防隊の編成	◎			
2	防火対象物自衛消防隊の活動範囲	◎			
3	防火対象物自衛消防隊長等の権限	◎			
4	火災発生時の自衛消防活動	◎			
5	営業時間外等の自衛消防活動体制（▲営業時間内と異なる場合）	◎	▲		
第2 訓練					
1	訓練の実施時期等	◎			
2	訓練時の安全対策	◎			
3	訓練の実施結果	◎			

IV 震災対策				
第1	震災に備えての事前計画	○		
第2	震災時の活動計画	○		
第3	施設再開までの復旧計画	○		
V その他の災害対策				
第1	大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策	●※		
第2	大雨・強風等に係る自衛消防対策	●		
第3	受傷事故等の自衛消防対策	●		
第4	その他の自衛消防対策（ガス漏えい時等）	●		
VI その他				
第1	消防計画概要（▲従業員に周知するために掲示、活用する場合）	◎	▲	
別表1	防火・防災管理業務の一部委託状況表 （▲防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合）	◎	▲	
別表2	防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表 （▲防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合）	◎	▲	
別表3	予防管理組織編成表	◎		
別表4-1	自主検査チェック表「火気関係」	◎		
別表4-2	自主検査チェック表「閉鎖障害等」	◎		
別表5	自主検査チェック表「定期」	◎		
別表6	自主点検チェック表「消防用設備等」	◎		
自衛消防隊の編成と任務（編成表）・（資格管理表）・（任務表）				
別表7	A 事業所自衛消防隊を編成する場合	◎		
	B 防火対象物自衛消防隊を編成する場合	◎		
別表8	営業時間外等の組織編成表及び活動要領 （▲営業時間内と異なる場合）	◎	▲	
別表9	家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表	○		
別表10	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○		
別表11	震災時における時差退社計画	○		
別表12	施設の安全点検のためのチェックリスト	○		
別記1	火災時の自衛消防活動要領	◎		
別記2	震災時の自衛消防活動要領	◎		
別記3	大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領	●※		
別図	避難経路図	◎		
別添え	消防計画概要（▲従業員に周知するために掲示、活用する場合）	◎	▲	
その他				

（備考）

- ◎印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- ※印は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- 印は、東京都震災対策条例第10条に定める事業所防災計画を作成する上で必要な項目である。
- 印は、火災予防条例第55条の4に基づく自衛消防対策の項目である。
- ★印は、統括防火・防災管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
- ▲印は、該当する場合に定める項目である。
- 作成チェック欄は、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
- 事業所の実態に合わせて作成する別表・別記・別図・別添えについては、別表等の空欄に記入する。

第4 作成例（大規模用）

〇〇株式会社

消防計画

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日作成

I 総 則

第1 目的及び適用範囲等

1 目 的

この計画は、消防法又は火災予防条例に基づき、管理権原が及ぶ範囲における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 管理権原が及ぶ範囲は、〇〇株式会社が占有する部分とする。
- (2) この計画を適用する者の範囲は管理権原者、防火・防災管理者及びその他勤務する者とする。

↓防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合

▲ 3 防火・防災管理業務の一部委託について

(1) 計画の適用

この計画は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

(2) 防火・防災管理業務の一部委託状況

別表1「防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおり。

(3) 受託者との契約内容の自己チェック

管理権原者は、受託者が行う防火・防災管理業務の適正化を図るため、別表2「防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」により委託契約内容等の自己チェックを行う。

(4) 委託者からの指揮命令

受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(5) 委託者への報告

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

○解説（作成時の留意事項）○

I 総則

第1 目的及び適用範囲等

1 目的

- (1) 防火管理に係る消防計画の作成・届出は法第8条及び条例第55条の3、統括防火管理は法第8条の2、防災管理は法第36条第1項により準用する法第8条第1項、統括防災管理は法第36条第1項により準用する法第8条の2第1項にそれぞれ定められている。

また、資格者が統括する自衛消防組織の設置については法第8条の2の5に定められている。

- ★(2) 統括防火・防災管理に該当する場合の事業所の消防計画は、全体についての消防計画との整合性を図る。
- (3) 防災管理者が定めるべき防災管理についての必要な事項を、この計画に明記する必要がある。
- ▲(4) 温泉の採取のための施設等が当該事業所にある場合は、採取時災害防止規程との整合性を図る必要がある。

2 適用範囲

- (1) 管理権原の及ぶ業務の範囲及び場所的範囲（エリア）を明確にし、該当する業務については、この計画上で漏れないように定める。
- ▲(2) 管理権原が分かれている防火対象物については、当該権原の及ぶ範囲を文章又は平面図等により図示する等して明確にする必要があり、例示及び次の内容を参考にして記入する。
- ・ ○○階、○○階及び○○階の○○株式会社
- ・ 別図○に明示する部分
- (3) 消防計画を適用する者を明確にして、管理権原者及び防火・防災管理者のほかに、事業所内に勤務する者に適用するように定める。

▲3 防火・防災管理業務の一部委託

- (1) 当該事業所の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）及び防災管理上必要な業務（以下「防災管理業務」という。）を第三者に委託している場合は、受託者も消防計画の適用対象となる。
- (2) 管理権原者は、防火・防災管理業務において、防火・防災管理者が行う全ての業務又は一部の業務を第三者へ委託している場合においても、法令上の責任を免れるものではないため、委託する業務の範囲、方法を明確にし、適切に業務が推進されるように委託業務管理を行うことが必要であり、一部委託する場合は別表1を作成し、添付する。
- (3) 受託者が防火・防災管理業務の実施部門に位置され、自社従業員が実施する防火・防災管理業務と混在することから、管理権原者は受託業者との契約範囲の再確認及び契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にするため、別表2を活用して確認し、添付する。
- (4) 防火・防災管理業務の一部を第三者に委託している場合にあつては、当該受託者が管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に防火・防災管理業務を実施するように定める。
- (5) 受託者が防火・防災管理業務の実施状況を、委託者（防火・防災管理者等）に報告することについて、明確にしておく。

第2 管理権原者の責任及び防火・防災管理者の業務

1 管理権原者の責任

- (1) 管理権原の及ぶ範囲の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。
- (3) 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。
- (4) 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。
- ★(5) 統括防火・防災管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する内容にする。

↓防災センターがある場合

- ★▲(6) 統括防火・防災管理者が防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるように協力する。

2 資格管理

管理権原者は、防火・防災管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないよう管理する。

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

▲3 自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務

- (1) 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。
- (2) 管理権原者は、共同して自衛消防組織の統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させる。
- (3) 管理権原者は、定期に開催される自衛消防組織に関する協議会に参加し、協議会を通して、建物全体の安全性を高めるよう努める。
- ★(4) 統括管理者は、統括防火・防災管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。

第2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

1 管理権原者の責任

- (1) 防火・防災管理業務は、管理権原者が防火・防災管理者を選任して行わせるものであるが、最終的な防火・防災管理責任は、管理権原者にあることを明確にしておくことが必要である。
- (2) 法第8条の2の4に基づき、各事業所の管理権原者は、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設に避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸、防火シャッターその他の防火施設に、閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理する義務を有するので、その旨を明確にしておく。
- (3) 管理権原者は、防火・防災管理者に自主点検結果などについて報告させ、不備な点があった場合は、管理権原者の責任で速やかに改修する。
★なお、階段、通路等の共用部分及び建物全般に設置された消防用設備等や防災設備等の管理については、全体についての消防計画の中で定められている責任区分とする。
- (4) 管理権原者は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する責任を負うものとする。
- ★(5) 統括防火・防災管理者が作成する全体についての消防計画と、この消防計画は適合する内容とし、自衛消防訓練の実施、避難施設の維持管理等について整合性を図る。
- ▲(6) 防災センターが設置されている場合、防災センターの活動に必要な情報を提供し、常に防災センターを中心とした自衛消防活動体制の確立及び維持管理に協力しなければならない。
- ▲(7) 条例第55条の3の2に基づき、防火管理技能者が必要な場合、各事業所の管理権原者は、その総意に基づき、防火管理技能講習の修了証の交付を受け、当該防火対象物に勤務している者のうちから防火管理技能者を選任し、当該防火管理技能者に防火管理業務計画を作成させ、法、政令及び条例の規定並びに防火管理業務計画に従って、防火管理業務の補助を行わせる義務を有している。法的責任の所在は、当該建物内の各管理権原者にあり、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、その選任等の責任については、原則として全体についての消防計画に定める。

2 資格管理

- (1) 管理権原者は、防火・防災管理業務上必要とされる各種法定資格について、不備の生じることのないよう管理する。
- (2) 防火・防災管理者の再講習、防火管理技能者の再講習、防災センター要員講習などは、修了証の交付後に再度講習を受けなければならないので、注意が必要である。

▲3 自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務

- (1) 法第8条の2の5により義務付けられる自衛消防組織は、一般的に自衛消防隊として置かれている。
- (2) 自衛消防組織に統括管理者を置き、統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるように自衛消防組織を統括する。
- (3) 管理権原者が複数の場合で、共同して自衛消防組織を設置、運営する場合の責任は、各管理権原者にあることを記述するとともに、自衛消防組織に関する協議会に参加することを記述する。
- ★(4) 統括管理者が、統括防火・防災管理者に自衛消防活動に関する報告を行うことを明記する。

↓ 防火・防災管理委員会を設置する場合

▲ 4 防火・防災管理委員会

管理権原者は、次に掲げる事項について審議する防火・防災管理委員会を開催し、防火・防災管理について周知・統一を図り、防火・防災管理業務を効果的に推進する。

- (1) 消防計画の見直しに関すること。
- (2) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。
- (3) 自衛消防隊の組織及び装備等に関すること。
- (4) 避難施設、消防用設備等などの点検・維持管理に関すること。

4 防火・防災管理委員会

- (1) 委員会は、防火・防災管理者の行う業務を効果的に推進させるものであり、防火・防災管理に関する全てのことについて審議する。
- (2) 防火・防災管理委員会の開催については、法令で定められていないが、特に会社組織が極めて大きく、かつ、事業本部、部・課等が多数あるため、組織内の連絡協調にそごが生じやすい事業所においては、会社が一体となって防火・防災管理業務を推進していくために委員会などを開催することは大切なことである。
- (3) 委員会の開催は、火災予防運動期間や危険物安全週間その他事業所ごとの規定に基づく定例会議・委員会に合わせて実施できるようにする。
- (4) 委員会の構成は、委員長に管理権原者、副委員長に防火・防災管理者、自衛消防隊長をあて、委員は各事業所の実態に応じて定めておくことが望ましい。
- (5) 会議で審議する事項については例示するもののほか、工事等をする際の火災予防対策に関すること、火災予防上必要な教育に関すること等も審議項目に追加して定めるとよい。

5 防火・防災管理者の業務

防火・防災管理者は、次の業務を行う。

業 務	内 容
点検・監督業務	① 火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修 建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修 ② 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修 ③ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督 ④ 火気の使用、取扱いの指導、監督
教育・訓練業務	① 従業員に対する防火・防災の教育の実施 ② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討 ③ 放火防止対策の推進
管理業務	① 収容人員の管理 ② 消防機関への届出及び連絡等 ③ 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動の防止措置
点検立会業務	① 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示 ② 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示 ③ 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立 ↓ 防火対象物点検報告が必要な場合 ▲④ 防火対象物、防災管理の法定点検の立会い又は立会いの指示
管理権原者への 提案・報告業務	① 防火・防災管理業務を遂行する上での提案 ② 点検・検査の結果についての報告
その他防火・防災 管理上必要な業務	★① 防火・防災管理上必要な事項の、統括防火・防災管理者への報告 ↓ 防火管理技能者が必要な場合 ▲② 防火管理技能者に対する指示 ↓ 防災センターがある場合 ▲③ 災害活動の拠点となる防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

5 防火・防災管理者の業務

防火・防災管理者が行う防火・防災管理業務について定めておく。

(1) 点検・監督業務

- ア 火災予防又は地震による被害軽減のための建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・器具の自主点検・検査の実施及び監督の業務
- イ 点検・検査において不備欠陥箇所のある場合の改修を図る業務
- ウ 防火担当責任者や火元責任者など防火・防災管理業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する等の指導及び監督の業務
- エ 火気を使用する際の取扱いに関する指導及び監督の業務

(2) 教育・訓練業務

- ア 防火・防災管理者がリーダーとなって、従業員に対する防火・防災教育を実施する業務
- イ 訓練計画に基づき、定期的に自衛消防訓練を実施し、中心となってその結果を検討する業務
- ※ウ 地震による被害を想定し、その被害想定を踏まえた避難の訓練の実施及び検証、消防計画の見直し等の訓練結果を反映する業務
- エ 防火対象物の用途、使用形態等を踏まえた放火防止対策を定め、その推進を図る業務

(3) 管理業務

- ア 一時的に多数の者が出入りした場合等、災害時に混乱等を招かないために収容人員を適正に管理する業務
- イ 適正な時期に消防機関へ各種届出や連絡等を実施する業務
- ウ 各種点検にあわせて、家具、じゅう器等の転倒、落下、移動の防止措置を行う業務

(4) 点検立会業務

- ア 法定点検、検査等への立会い又は自ら立会いできない場合の立会いの指示をする業務
- イ 工事中の安全対策を樹立し、出火防止の徹底を図るとともに、溶接・溶断などの火気が使用され、火災危険の高い改装、模様替え等の工事場所で立ち会い、確認する業務

(5) 管理権原者への提案・報告業務

- 管理権原者に対して、従業員に配布する防災パンフレットの作成などの企画について提案を行い、不備欠陥箇所や自主検査チェック表の結果などについて報告する業務

(6) その他防火・防災管理上必要な業務

- ★ア 事業所の用途を変更するとき、消防用設備等を設置・変更するとき、テナントの内装を改修するときは、あらかじめ統括防火・防災管理者に報告し、また、統括防火・防災管理者から指示命令された事項についてもその都度報告をするなど、全体についての消防計画で定められている統括防火・防災管理者への報告業務
- ▲イ 防火管理技能者が必要な場合に、防火管理技能者が行う防火管理業務の補助等に関して指示する業務
- ▲ウ 防災センターを中心とした自衛消防活動体制の確立を行う業務
- ▲エ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策のうち避難誘導用エレベーターを運用する場合は、歩行困難者等（運動能力の低下、認知症の影響等により、火災時の避難行動等が困難となることが懸念される者のほか、これらの者と同様に避難困難性等が懸念される視覚障がい者、車椅子使用者、松葉づえ使用者等をいう。）が主に使用する階、人数及び歩行困難者等の情報（車椅子使用、歩行器使用、視覚障がい等をいう。）を事前に把握する業務（該当する場合は追加して定める。）
- ※ 一時避難エリアのみを設置する場合にあっても、努めて歩行困難者等に係る上記情報を事前に把握しておくことが望ましい。

Ⅱ 予防管理業務

第 1 火災予防上の点検・検査

1 予防管理組織

日常の火災予防のための組織と建物構造、電気設備、消防用設備等の点検・検査を実施する組織として、別表 3 の予防管理組織を編成する。

なお、日常の火災予防のための組織には、原則として、階ごとに防火担当責任者を、所定の区域ごとに火元責任者を置く。

2 日常の火災予防

(1) 防火担当責任者の業務

- ① 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- ② 防火・防災管理者の補助

(2) 火元責任者の業務

- ① 担当区域内の火気管理
- ② 担当区域内の建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・器具の日常の維持管理
- ③ 地震時における火気設備・器具の安全確認
- ④ 防火担当責任者の補助
- ⑤ 出火防止の確認（別表 4－1 の『自主検査チェック表「火気関係」』に基づき行う。）
- ⑥ 避難安全等の確認（別表 4－2 の『自主検査チェック表「閉鎖障害等」』に基づき行う。）

3 防災管理及び消防用設備等の点検・検査

(1) 法定点検

↓ 防火対象物点検報告が必要な場合

- ▲① 防火対象物、防災管理及び消防用設備等の法定点検は、法令に定める期限内に報告できるよう計画的に実施する。
- ② 防火・防災管理者は、法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

↓ 消防用設備等に特例が適用されている場合

- ▲③ 防火・防災管理者は、特例適用について申請内容が適正に維持管理されているかもあわせて実施する。

(2) 法定点検のほかに、自主点検・検査を別表 3 に定める各点検・検査員が実施する。

- ① 建物等の確認（別表 5 の『自主検査チェック表「定期」』に基づき行う。）
- ② 消防用設備等の確認（別表 6 の『自主点検チェック表「消防用設備等」』に基づき行う。）
- ③ 実施時期 ○ 月頃 ○ 月頃

4 報告等

- (1) 防火・防災管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。
- (2) 防火・防災管理者は、前(1)により確認した内容で不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

Ⅱ 予防管理業務

予防管理業務は、当事業所における出火防止及び火災拡大防止等を行う業務であり、管理権原者を頂点とし、防火・防災管理者、防火・防災管理業務に従事する者を組織し、火気管理、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理など平常時に行う業務である。

第1 火災予防上の点検・検査

1 予防管理組織

- (1) 出火防止、火災の拡大防止等の処置の全てを、防火・防災管理者自ら行うことは困難であり、事業所の組織をあげて火災予防の万全を期さなければならない。そのためには、防火・防災管理業務のうち、予防管理業務を推進するための予防管理組織づくりが必要である。
- (2) 組織は、日常の火気設備・器具等についての火災予防を図るための組織と建築物等及び消防用設備等の点検・検査を行う組織とに分けて編成する必要がある。
- ★(3) 全体についての消防計画に予防管理組織が定められている場合は、この計画で定める予防管理組織を地区組織として位置付ける。

2 日常の火災予防

(1) 防火担当責任者の業務

防火・防災管理者の補助をするとともに、防火担当責任者が担当する区域内の火気管理の万全を期すため、火元責任者に対する指導監督を行う。

(2) 火元責任者の業務

ア 平素から指定された区画内の火気管理を行うとともに、火気設備・器具等の維持管理をはじめとした業務などを行う。

イ 別表4-1は、たばこの吸殻の処理や電気器具のスイッチの確認などについて、終業時等をとらえ、日常的に検査するものである。

ウ 別表4-2は、避難口・階段の避難障害、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害などについて、日常的に検査するものである。

3 防火対象物及び消防用設備等の点検・検査

(1) 法定点検

点検種別によって、法令で定める期限が異なることに留意し、計画的に実施する。

なお、各報告時期については第4、1を参照する。

(2) 法定点検のほかに行う点検・検査業務

ア 防火対象物及び消防用設備等を維持管理するための手段として、定期的に法令で定める点検・検査や日常の検査では確認できない箇所を専門的知識や技術を有する者等を活用して確認する自主点検・検査業務であり、不備欠陥箇所等の早期発見、改修につながる業務である。

イ 点検・検査を実施する施設や設備等の種類に応じた組織（1で定めた定期に点検・検査を実施するための組織）を編成することが必要である。

ウ 別表5で建物その他施設等について、別表6で消防用設備等について、目視等により、法定点検（6か月に1回等）の合間に1回、年2回以上実施することとし、実施時期を定めておく。

- ▲エ 政令第32条又は条例第47条により、消防用設備等について特例を適用している場合がある。また、火気設備・器具、客席又は避難通路などについても、特例等を適用している場合がある。そのため、条例第64条による特例申請時の条件が維持されていることを確認する必要がある。

4 報告等

防火・防災管理者は、自主検査、法定点検等の結果を適宜確認し、その記録を管理し、確認した内容に不備欠陥がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

第2 災害を予防するために守るべき事項

1 従業員が守るべき事項

(1) 避難施設等の維持管理

避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を遵守する。

- ① 避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ② 避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ③ 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持するとともに、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- ④ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるように維持する。
- ⑤ 避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
- ⑥ ①から③までにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火・防災管理者に報告する。

(2) 火気管理等

- ① 喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。
- ② 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認して使用する。
- ③ 厨房設備やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。
- ④ 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。
- ⑤ 火気器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。
- ⑥ ガス機器を使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。
- ⑦ 終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。
- ⑧ 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。
- ⑨ その他

(3) 放火防止対策

- ① 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の巡視を行う。
- ② 建物内外の整理整頓を行う。
- ③ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ④ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

第2 災害を予防するために守るべき事項

1 従業員が守るべき事項

(1) 避難施設等の維持管理

- ア 避難口、廊下、階段、通路などの避難施設には、避難の障害となる物件（ダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等）を置かない。置かれていることを発見した場合は除去する。
- イ 階段等への出入口に設けられる扉、シャッター等の防火設備は、他への延焼防止、煙の流入防止の役割を果たしており、これらの作動の障害となる物件を置かない。
- ウ 各用途に応じて、次の例示を参考にして追加する。

・担当階の非常口等の管理状況について常に確認する。(飲食店等)

・担当階の非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。(ホテル等)

(2) 火気管理等

- ア 喫煙は、喫煙指定場所において行うように定めておく。
- イ 火気設備・器具の使用前後に異常の有無を確認するとともに、周囲には可燃物を置かない。
- ウ 石油ストーブ、湯沸器などの燃焼器具の周囲には、燃えやすい物を置いてはならない。
- エ 厨房機器やその周囲は、調理作業で油脂が発生するため、絶えず油で汚れている。汚れたままにすると油かすに火が着いて火災になることがあるので、毎日点検・清掃を行う必要がある。
- オ 油脂が発生する火気設備の排気ダクトには、火災発生時に炎の侵入を防ぐために、防火ダンパーや自動消火装置等の火炎伝送防止装置が設置されているが、付着した油かす等により正常に作動しない火災事例が発生している。
- 厨房設備に付属する天蓋、排気ダクト、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置の標準的なメンテナンス方法や清掃時期の判断要領については次の資料を参考にするとよい。
- ・JADCAスタンダード2018厨房版（一般社団法人日本空調システムクリーニング協会（JADCA）発行）
＜参考＞ JADCAスタンダード2018版厨房版におけるグリス除去装置等の清掃時期の判断要領については、資料編・資料14参照
- カ 火気の使用は指定場所のみとする。臨時的に火気を使用する可能性がある場合は、防火・防災管理者へ報告すること等を定めておくといよい。
- キ ガス機器から使用放置により多くの火災が発生しているため、その場を離れてはならない。
- ク 業務終了後には使用した灰皿の整理を行うとともに、吸殻は水につけて完全に火を消して処理し、業務終了後の出火を防止する。
- ケ 各用途等に応じて、次の例示を参考にして追加する。

・客席内における観客等の喫煙制止について、万全を図る。(劇場等)

・吸殻の回収は一定時間ごとに行い、他のゴミと分別して処理をする。(遊技場等)

・客室内の客の入替え時ごとに吸殻、ゴミくずの処理を行う。(ホテル等)

・玉洗い場で使用した油ぼろ等は、他のゴミと一緒にしない。(パチンコ店等、工場等)

・ストーブ等の暖房器具の周囲には、保護柵を設けて、使用する。(幼稚園等)

・モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池は、取扱い上の注意事項に留意して使用するほか、廃棄する場合は他のゴミと適正に分別する。(リチウムイオン電池を使用する事業所)

(3) 放火防止対策

- ア 過去の火災事例を見ると、トイレ・倉庫・階段室など、死角となる部分からの出火が多いため、このような場所を重点とした放火防止対策をとる必要がある。
- イ 各用途に応じて、次の例示を参考にして追加する。
- ・保安室において、モニターテレビによる監視体制を強化する。(百貨店等)
- ・フロント等には、消火器を増設する。(ホテル等)
- ・児童の手の届くところにマッチ、ライター等を置かない。(幼稚園等)
- ・裏口から出入りする者のチェックを行う。(百貨店、病院等)
- ・巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

2 防火・防災管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

- ① 防火・防災管理者は、用途、規模に応じた収容能力を把握し、収容人員を適正に管理する。
- ② 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。

(2) 工事中の安全対策の樹立

- ① 次の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。
 - ・増築等で建築基準法に基づく仮使用の申請をするもの。
 - ・消防用設備等の増設等の工事に伴い、本設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすもの。
- ② 防火・防災管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。
- ③ 工事人に対し、次の事項を遵守させる。
 - ・溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保する。
 - ・防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。
 - ・工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告する。
 - ・危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者の承認を受ける。
 - ・放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をする。
- ④ 防火・防災管理者は、工事・催物等の計画内容や現場において、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

2 防火・防災管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

ア 不特定多数の者を収容する用途では、事前に人員管理方法について、従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者に対して周知しておかなければならない。

イ 劇場等の定員は、条例第 53 条に定められており、劇場等の関係者は収容人員の適正化に努めなければならない。

ウ 各用途に応じて、次の例示を参考にして追加する。

・ 出入口その他見やすい場所に、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場者数が定員に達したときは直ちに満員札を掲げる。(劇場等)

・ 客席内の避難通路に観客等を収容しない。(劇場等)

・ 催事やバーゲンセール会場などの開設に伴い混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。(百貨店等)

・ 防火・防災管理者は、各階の宿泊室の使用状況、宿泊者数、宴会場の使用状況等を把握し、従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者に徹底する。(ホテル等)

・ 入院時等のチェックを励行し、患者数又は入所者数を棟ごとに常時把握する。(病院等)

・ 入院患者の外出・外泊が行われる場合は、外出許可書等により確認する。(病院等)

・ 通園する児童の人員をチェックし、事務室の掲示板に記入し、常時把握する。(幼稚園等)

・ 集会等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と、必要に応じた入室の制限を行う。(事務所等)

(2) 工事中の安全対策の樹立

ア 消防用設備等の改修工事、用途変更及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、法令適合の状況確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全をチェックすることを目的とした防火安全確認業務を行う必要がある。

イ 工事の際は、工事の規模にかかわらず事前に防火安全対策を樹立し、管理権原者は次に掲げる事項の工事を行う場合に、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。

- ・ 増築等で建基法第 7 条の 6 及び同法第 18 条第 24 項に基づき特定行政庁等に仮使用の申請がなされたもの。

- ・ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき、又は機能に著しく影響を及ぼすもの。

ウ 工事人に対して、溶接・溶断等の際の出火防止対策や消火器等の準備、指定された場所以外での喫煙や裸火の使用等の禁止、危険物等の使用の際の承認の申出、放火防止対策等、防火・防災管理に必要な事項について遵守させる。

エ 工事中の火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行う。

オ 防火・防災管理者は、工事人等に対する火気管理等の指導を行うとともに、工事・催物等の計画内容等や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うとともに、必要な届出を行う（工事中の消防計画以外の工事に伴う届出として、条例第 56 条に基づく防火対象物工事等計画届、第 56 条の 2 に基づく防火対象物使用開始届等がある。）。

(3) 火気の使用制限

防火・防災管理者は、必要に応じ次の事項について指定又は制限する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定<ul style="list-style-type: none">・ 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。・ 毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。② 火気設備・器具の使用禁止場所及び使用場所の指定<ul style="list-style-type: none">・ 使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。③ 危険物の貯蔵又は取扱場所の指定④ 工事等の火気使用の禁止又は制限 |
|---|

(4) 臨時の火気使用等

防火・防災管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火・防災管理上必要な指示を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用② 火気設備・器具の設置又は変更③ 危険物等の使用④ 催物の開催及びその会場での火気の使用⑤ 模様替え等の工事 |
|---|

(5) 放火防止対策

防火・防災管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 敷地内及び廊下、階段、トイレ等の可燃物の整理、整頓又は除去② 不特定の者が出入りする出入口の監視等③ 火元責任者等による火気の確認及び施錠④ 空室、倉庫等の施錠管理⑤ 休日、夜間等における巡回体制の確立 |
|---|

(3) 火気の使用制限

- ア 事業所の規模、業態及び利用者の形態などにより出火危険要因が異なる。この危険要因を事前に把握し、火元責任者等を組織して実態に応じた火気設備・器具等や吸殻の処理などの火気管理を行い、日常使用する視点から出火防止業務を行う必要がある。
- イ 条例第 23 条が該当する事業所は、別に禁止行為の解除承認申請が必要となる。
なお、該当する事業所等については第 4、1、(5) の解説を参照する。
- ウ 喫煙所には適当な数の吸殻容器と喫煙所である旨の標識を設置しなければならない。
- エ 火気設備・器具等の使用禁止場所を具体的に指定する。
- オ 危険物の貯蔵又は取扱場所を指定するとともに、危険物の貯蔵や取扱いの量により消防機関に必要な届出を行う。
- カ 工事等を行う際は出火防止のため、火気使用の禁止又は制限を行う。

(4) 臨時の火気使用等

- ア 防火・防災管理者は、臨時的な火気の使用及び催物の開催等、防火・防災管理上必要な事項を把握する必要がある、事案により消防機関に届出をするものもあるため、従業員等に対して必要な指示・確認を行い、火災予防の万全を期するように努める。
- イ 催物開催時の火災危険としては、臨時の火気使用や喫煙などによる出火危険が考えられる。
催物開催時においては、通常と異なるため、主催者側と十分に協議して対策を講じておく必要がある。
- ウ 各用途に応じて、次の例示を参考にして追加する。

・ステージ、舞台等で危険物品や火薬類（クラッカー、花火等）又は火気を使用し、ショーや演技を行うとき（キャバレー、ホテル等）

・カーテン、暗幕、じゅうたん等を設置し、又は交換しようとするとき（特定用途及びスタジオ等）

・展示品、装飾品等の配置換えによる売場の模様替え又は主要、補助通路を変更するとき（百貨店等）

・学生寮の鍵の管理、施錠方法等を変更しようとするとき（特別支援学校）

(5) 放火防止対策

- ア 地域特性や周辺の火災発生状況を踏まえた実態に応じた放火防止対策を講じ、火元責任者等を組織して出火防止業務を行う必要がある。
- イ 過去の火災事例からトイレ、倉庫、階段室など、人が通常出入りしない場所を特に重点とした対策を講じることが必要である。
- ウ 日常使用していない倉庫等の施錠管理の確認、合鍵を出入口付近に置かないように保管場所の検討をするなどの施錠管理を行う。
- エ 就業時間外等における敷地内及び建物内への侵入防止措置や監視、巡回を実施する。
- オ 時季的に放火が集中する用途の場合は、その時季に巡視等の強化を図るなど建物の使用形態に応じた対策の徹底について追加する。

(6) 避難経路等の周知

人命の安全を確保するため、各階に消防用設備等の設置図及び屋外への避難経路図を別図のとおり作成し、従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者、建物利用者に周知できるように掲出する。

(7) その他

防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

(6) 避難経路等の周知

ア 防火・防災管理者は、避難経路図を作成し、従業員及び防火・防災管理業務に従事する者に周知することが必要である。

イ 不特定多数を収容するものにあつては、廊下等の見やすい場所に避難経路図を掲出する。

ウ 旅館、ホテル又は宿泊所には、条例第 52 条により宿泊室に避難経路図を掲出することが義務付けられている。

▲エ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する（一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターの活用を計画する）場合は、一時避難エリアや避難誘導用エレベーターを明記した避難経路図を掲示する。

(7) その他

ア 条例第 55 条の 2 に基づき、防火戸や防火シャッターなどの防火設備は、火災が発生したときに延焼を防止し、又は避難上の安全若しくは有効な消火活動を確保するために管理しなければならない。そのため、防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲等を床面に明示し、避難の障害となる物を置かないようにすることが必要である。

イ 条例第 54 条に基づき、事業所内の避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する施設は避難上有効に管理しなければならない。

▲ウ 劇場等の客席は、条例第 48 条（屋内の客席の基準）、第 49 条（屋外の客席の基準）に定める基準により設置しなければならない。

▲エ 条例第 50 条に基づき、キャバレー等及び飲食店の用途に供する客席の床面積が、150 m²上の店舗の客席には、有効幅員 1.6m 以上の避難通路を設けなければならない（300 m²未満の飲食店は、1.2m 以上）。

▲オ 一定規模以上の百貨店等の避難通路は、条例第 51 条により、避難に必要な主要避難通路を保有しなければならない。

▲カ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する場合は、消防活動支援対策として、歩行困難者等の情報を事前に取りまとめて防災センターに保管し、自衛消防訓練等の機会を捉えて定期的に更新する。

＜参考＞ 歩行困難者等一覧については、資料編・資料 13 参照

第3 防火・防災教育

1 防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火・防災管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

- (1) 消防計画
- (2) 従業員が守るべき事項
- (3) 火災発生時の対応
- (4) 地震時及びその他災害等の対応
- (5) 防火・防災管理マニュアルの徹底
- (6) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

第3 防火・防災教育

防火・防災管理業務に関する知識・技術の維持、向上を図ることを目的とし、事前計画を立て、資格取得などの資格管理や消防機関が行う講習会を活用するなど、従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者の教育を行う業務である。

1 防火・防災教育の実施時期等

- (1) 防火・防災教育の方法としては、全従業員と新入社員に対するものとを分けて行うことが効果的であり、実施予定月をあらかじめ定めておき、計画的に教育を行う。
- (2) 実施時期については、日常の業務計画の中で捉えて計画的に実施するほか、防火・防災に関心の高まる時期等の効果的な時期を捉えて実施する。
- (3) 防火・防災管理者自ら又は教育実施対象者に関わりの深い責任者を指定して行わせることが必要である。
- (4) 教育実施者の任務分担をする場合は、防火・防災管理者が防火・防災管理全般について行い、その他の実施者は、日常の火災予防及び災害発生時の対応要領等具体的な事項について行うようにする。
- (5) 具体的な教育内容については事業所により異なるため、各事業所で作成した防火・防災マニュアルを活用するなど、この消防計画に関する事項は全て含まれるようにする。
- (6) 実施にあたっては項目ごとに指導し、次の例に示すような確認表を活用して、防火・防災教育の実施者、対象者、実施時期及び実施回数を表にするなど具体的に定め、効果を確認することも必要である。

防火・防災教育効果確認表（例）

確認日	年 月 日 ～ 年 月 日
実施者	職 氏名
対象者	氏名
確認事項	
1	あなたの持ち場近くの消火器（2箇所）を覚えていますか。
2	消火器を使えますか。
3	火災時の通報先と通報電話番号を覚えていますか。
4	緊急時に使われる暗号放送の意味を覚えていますか。
5	自衛消防隊員としてあなたの任務を覚えていますか。
6	非常口の位置と階段の名称を覚えていますか。
7	喫煙について、守らなければならないことを覚えていますか。
8	火気設備・器具を使用の際に守るべきことを覚えていますか。
9	避難器具の設置位置を覚えていますか。
10	屋内消火栓設備を使えますか。
11	防火戸について注意すべきことを覚えていますか。
12	物品などを絶対に置いてはいけない場所を覚えていますか。
確認結果	／12点

- (7) 効果を確認した結果を分析し、不足していると思われる事項については次回の防火・防災教育で重点的に行うことが必要である。
- ▲(8) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項として、次の例示を参考にして実施する。
 - ・ 社会的に大きな反響のあった火災事例をコピーし、掲示板への掲示や従業員への配布をする。
 - ・ 消防機関から配布されるポスターを掲示板に掲示し、従業員の防火・防災意識の高揚を図る。
 - ・ 火災、地震以外の災害等に係る自衛消防対策に関する教育を行う。
 - ・ 緊急地震速報に関して、緊急地震速報利活用マニュアルを活用して従業員等に周知徹底する。
＜参考＞ 緊急地震速報利活用マニュアルの例については、資料編・資料11参照
 - ・ 歩行困難者等の避難誘導に関する事項について教育を行う。（高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する場合）

2 自衛消防隊員等の育成

- (1) 管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲(2) 自衛消防活動中核要員の育成

管理権原者は、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に行う。

↓防災センターがある場合

▲(3) 防災センター要員の育成

管理権原者は、防災センター要員に対し、計画的に「防災センター技術（実務）講習」を受講させることによりその育成を図る。

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

- ★▲(4) 統括管理者及び告示班長の資格管理及び育成については、全体についての消防計画に定める。

2 自衛消防隊員等の育成

- (1) 管理権原者は、常に自衛消防の組織の整備を図り、自衛消防隊員の育成を行う必要がある。
- ▲(2) 自衛消防活動中核要員が必要な場合は、隊員の育成を図るとともに「自衛消防技術認定証」の資格を有する者を育成する必要がある。
- ▲(3) 防災センターがある場合は、管理権原者が防災センター要員の育成を図ることを明記する。
- ★▲(4) 法第8条の2の5に基づく自衛消防組織の設置が必要な場合であって、統括管理者及び告示班長の資格管理を全体についての消防計画において定める場合に記入する。

	自衛消防組織の統括管理者 及び告示班長	自衛消防活動中核要員	防災センター要員
根拠法令	法8条の2の5	条例第55条の5	条例第55条の2の3
必要資格	自衛消防業務講習修了証等	自衛消防技術認定証	①自衛消防技術認定証 ②防災センター要員講習 修了証

第4 消防機関との連絡等

1 消防機関へ連絡等する事項

管理権原者等は、次の業務について、消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
防火・防災管理者選任（解任）届出	防火・防災管理者を変更したとき	管理権原者
消防計画作成（変更）届出	消防計画を変更したとき 管理権原者又は防火・防災管理者を変更したとき	防火・防災管理者
↓ 自衛消防組織の設置が必要な場合 ▲ 自衛消防組織設置（変更）届出	自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき	管理権原者
自衛消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するときは、あらかじめ消防機関へ通報する。	防火・防災管理者
禁止行為の解除承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき	管理権原者等
消防用設備等点検結果報告	法令に定められた期間内（総合点検時の消防用設備等点検結果報告書）	建物所有者等
↓ 防火対象物点検報告が必要な場合 ▲ 防火対象物点検結果報告	1年に1回	管理権原者
防災管理点検結果報告	1年に1回	管理権原者

第4 消防機関との連絡等

法令に定める各種届出等に関し、事前相談や書類の作成、届出等及びその書類の保管の業務を行う必要がある。

1 消防機関へ連絡等する事項

(1) 防火・防災管理者選任（解任）届出

防火・防災管理者が転勤等で変更になる場合は、間隙を作らないよう後任の防火・防災管理者を定めなければならない。

(2) 消防計画の作成（変更）届出

消防計画の作成（変更）届出が必要となる主な変更事項として次のものがある。

- ・ 管理権原者又は防火・防災管理者の変更
- ・ 事業所自衛消防隊の組織の統廃合、事業所自衛消防隊長の変更
- ・ 事務所から物品販売店舗への用途変更や増築等により消防用設備等を新たに設置した場合等
- ▲・ 防火・防災管理業務の一部委託に関する事項の変更

▲(3) 自衛消防組織設置（変更）届出

法第8条の2の5により大規模・高層の防火対象物には自衛消防組織を置かなければならない。なお、該当する建物については本節第2「防火・防災管理管理制度チェック表」を参照する。

(4) 自衛消防訓練実施の通報

自衛消防訓練を実施するときは、事前に消防機関へ通報（連絡）する必要がある。

通報（連絡）手段は、以下の方法などがある。

- ・ 電子申請（東京共同電子申請・届出サービスを活用した自衛消防訓練通報）
- ・ 自衛消防訓練通知書を管轄の消防署所の窓口に提出
- ・ 自衛消防訓練通知書をファクシミリにより送信（注）

（注）分署・出張所には、ファクシミリ自体が設置されていない場合があるので、事前に管轄の消防署へ送信先を確認する。

(5) 禁止行為の解除承認申請

条例第23条に該当する次の事業所は、喫煙、裸火の使用、危険物品の持込みが禁止されているので、これらの行為を行おうとするときは申請し、承認を受けなければならない。

- ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場の舞台又は客席
- ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場及び展示部分
- ・ 地下街の売場
- ・ その他火災が発生した場合に人命に危険が生ずるおそれのある場所

(6) 消防用設備等点検結果報告

消防用設備等の法定点検結果を、特定用途の防火対象物は1年に1回、非特定用途の防火対象物は3年に1回、消防署長に報告することが、法第17条の3の3により義務付けられている。

▲(7) 防火対象物点検結果報告

特定用途の防火対象物のうち、建物全体の収容人員が300人以上のもの及び地階又は3階以上の階に特定用途があり、かつ、階段が屋内1系統のみの防火対象物は、防火対象物点検資格者に点検をさせ、その点検結果を1年に1回、消防機関に報告することが、法第8条の2の2により義務付けられている。

(8) 防災管理点検結果報告

防災管理対象物の管理権原者は、防災管理点検資格者に点検をさせ、その点検結果を1年に1回、消防機関に報告することが義務付けられている。

防火対象物工事等計画届出	建物の修繕、模様替え、間取り又は天井の高さの変更その他これらに類する工事、客席又は避難通路の変更、用途変更を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに届け出る。	管理権原者
防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の7日前までに届け出て、検査を受ける。	管理権原者
防火対象物一時使用届出	事務室や倉庫等を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合には、使用を開始する日の7日前までに届け出て、検査を受ける。	一時的に使用しようとする者
観覧場又は展示場における催物の開催届出	観覧場又は展示場において、おおむね1,000人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う場合は、催しを行う3日前までに届け出る。	興行の主催者
その他 (上記以外の法令に基づく届出等)	法令に定める時期に届出・連絡等を行う。	

(9) 防火対象物工事等計画届出

指定防火対象物等（消火器又は簡易消火用具を設置しなければならない防火対象物など、条例第 56 条第 1 項に定める条件に該当する防火対象物又はその部分）において、建基法の規定に基づく確認の申請や計画の通知を必要としない防火対象物の建築、修繕、模様替え、間取り又は天井高さの変更、用途変更に係る工事等や客席又は避難通路（劇場等、キャバレー等若しくは飲食店の階又は百貨店等の階若しくは地下街の物品販売業を営む店舗の部分に限る。）の変更を行う場合には、工事に着手する日の 7 日前までに届け出ることが、条例第 56 条により義務付けられている。

(10) 防火対象物使用開始届出

使用を開始する日の 7 日前までに届け出て検査を受けることが、条例第 56 条の 2 により義務付けられている。

(11) 防火対象物一時使用届出

一時的な使用であっても、事務室や倉庫等を不特定の者が出入する店舗等として使用する場合には、使用を開始する日の 7 日前までに届け出て検査を受けることが、条例第 56 条の 3 により義務付けられている。

(12) 観覧場又は展示場における催物の開催届出

観覧場又は展示場において、おおむね 1,000 人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う際は、催しを行う日の 3 日前までに届け出ることが、条例第 59 条の 3 により義務付けられている。

- ▲(13) 条例第 55 条の 3 の 2 第 1 項で定める一定規模以上の防火対象物は、防火管理者等の補助を行わせる防火管理技能者を定めたとき、又は解任したときは、同条第 3 項により遅滞なく届け出ることが義務付けられている。

- ▲(14) 防火管理技能者は、防火管理業務計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく届け出ることが条例第 55 条の 3 の 3 第 1 項により義務付けられている。

なお、前(13)及び(14)は、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、原則として全体についての消防計画に定めておくものとする。

- (15) その他届出する必要があるものとして、工事中の消防計画（第 2、2、(2)参照）、消防用設備等の設置（法第 17 条の 3 の 2）、火を使用する設備の設置（条例第 57 条）、少量危険物・指定可燃物の貯蔵取扱所等の設置（条例第 58 条）、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（条例第 60 条）がある。

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者等は、消防機関へ届出、報告等した書類を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、防火・防災管理業務上の必要な書類を編てつして「防火管理維持台帳」を作成し、整備し、保管しておくことを明記する。
- (2) 管理権原者が変更となる場合は、防火対象物の状況がわかるように必要な書類を確実に引き継ぐことを定める。
- (3) 当該台帳の作成、保管等は省令第51条の12(▲防火対象物点検報告義務対象物は省令第4条の2の4)により義務付けられている。

取りまとめて編てつしておくもの(例)

- 1 甲種防火管理再講習(防災管理再講習)の修了証の写し
- 2 防火管理者(防災管理者)選解任届、統括防火管理者(統括防災管理者)選解任届、消防計画届出、全体についての消防計画作成(変更)届出に係る書類の写し
- 3 防火対象物点検結果報告書(防災管理点検報告書)の写し
- 4 防火対象物定期点検報告制度(防災管理定期点検報告制度)に関する特例認定申請書の写し
- 5 防火対象物定期点検報告制度(防災管理定期点検報告制度)に関する特例認定に係る認定決定 通知又は不認定通知
- 6 自衛消防組織設置(変更)届出書の写し
- 7 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届の写し
- 8 消防用設備等・特殊消防用設備等の検査済証(検査結果通知書)
- 9 消防用設備等・特殊消防用設備等定期点検結果報告の写し
- 10 消防計画に基づき実施される次の事項の状況を記載した書類
 - ・ 火災予防上の自主点検の状況
 - ・ 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び整備の状況
 - ・ 避難施設の管理状況
 - ・ 防火上の構造の維持管理状況
 - ・ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
 - ・ 防火上必要な教育の状況
 - ・ 消火、通報及び避難の訓練の状況(条例第55条の4に定める自衛消防訓練実施結果記録書)
 - ・ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者、又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督状況
 - ・ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況(強化地域に所在する防火対象物に限る。)

避難施設の維持管理の状況、定員の遵守その他収容人員の適正化の状況、防災管理上必要な教育の状況、避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の状況、建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査の状況、地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備の状況、地震発生時における家具等の転倒、落下及び移動の防止のための措置の実施状況
- 11 消防用設備等・特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- 12 その他防火・防災管理上必要な書類
 - ・ 避難経路図
 - ・ 防火・防災管理業務の一部委託に関する書類
 - ・ 禁止行為解除承認申請書

Ⅲ 自衛消防業務

第 1－A 自衛消防隊の編成と活動

事業所自衛消防隊を編成する場合（テナントの場合等）

1 事業所自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業所自衛消防隊を、別表 7 A のとおり編成する。

↓事業所地区隊を編成する場合

- (2) 事業所自衛消防隊には、事業所本部隊（及び▲事業所地区隊）を編成する。

① 事業所本部隊

- ・ 事業所本部隊に事業所自衛消防隊長及び班を置く。
- ・ 事業所自衛消防隊長には、その任務を代行する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。
- ・ 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

↓事業所地区隊を編成する場合

▲② 事業所地区隊

- ・ 事業所地区隊に事業所地区隊長と班を置く。
- ・ 火災、地震その他の災害等が発生した場合、事業所地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに事業所自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡する。
- ・ 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

- (3) 管理権原者は、事業所自衛消防隊の編成表を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

- ★(4) 事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となる。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

- ▲(5) 自衛消防活動中核要員の装備は、防火対象物自衛消防隊長が、防災センターに保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。

2 事業所自衛消防隊の活動範囲

- (1) 事業所自衛消防隊の活動範囲は、原則として事業所が占有している範囲内とする。

- ★(2) 事業所自衛消防隊は、(1)の範囲内で活動するほか、全体についての消防計画に範囲外の活動について定めがあるときは、その定めるところにより活動する。

- (3) 防火対象物自衛消防隊長から自衛消防活動の協力の要請があった場合は、防火対象物自衛消防隊長の指揮の下、活動する。

3 事業所自衛消防隊長等の権限

- (1) 事業所自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、事業所自衛消防隊の指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

- (2) 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

Ⅲ 自衛消防業務

自衛消防業務は、災害発生時における人的・物的被害を最小限とするため、必要な自衛消防隊を編成し、災害発生時の行動要領等の対策を立て、万一の場合に適切な措置がとれるようにする業務である。

第1ーA 自衛消防隊の編成と活動（事業所自衛消防隊を編成する場合（テナントの場合等））

1 事業所自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業所自衛消防隊（本部隊及び▲地区隊）を編成する。
- (2) 事業所自衛消防隊長は、努めて防火・防災管理者とする。
- (3) 事業所の営業時間、就業時間中等において、事業所自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該事業所に勤務する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。その場合は、努めて複数とし、代行の優先順位を定めておく。
- (4) 事業所自衛消防隊長の代行者は、努めて防火管理講習修了者、防災センター要員講習修了者又は自衛消防技術認定証を有する者とする。
- ▲(5) 防火管理技能者義務対象物における防火管理技能者は、代行者兼副隊長（技術的補助者）として指定することが望ましい。
- (6) 本部隊（及び▲地区隊）の班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。各任務を的確に行うため、各班長は別の者を指定する。
- ▲(7) 事業所地区隊長の事業所自衛消防隊長への報告、連絡について明記する。
- (8) 火災、地震その他の災害が発生した際に速やかに活動を行うことができるように、事業所自衛消防隊の編成表や別添えの「消防計画概要」を見やすいところに掲示するなどして、日頃から各自衛消防隊員に周知しておく。
- ★(9) 事業所自衛消防隊の位置付けは、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となる。
- ▲(10) 自衛消防活動中核要員が必要な場合に、防災センター等で維持管理する装備には次のものがある。

種 別	装 備 品
個人用装備	防火衣 ・ ヘルメット ・ 警笛 ・ 携帯用照明器具 ・ 携帯用無線機
隊用装備	消火器 ・ とび口 ・ ロープ ・ 携帯用拡声器 ・ 救出用具（バール、ジャッキ等） ・ 担架 ・ 応急手当用具（包帯、三角巾等）

2 事業所自衛消防隊の活動範囲

事業所自衛消防隊の活動範囲は、自己の管理範囲内が原則であるが、防火対象物自衛消防隊長から自衛消防活動の協力の要請があった場合など、自己の管理範囲外でも活動する場合がある。

3 事業所自衛消防隊長等の権限

- (1) 事業所自衛消防隊長は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とする。
- (2) 事業所自衛消防隊長は、管理権原者の指示を受け、事業所自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括し、消防隊への情報提供を行う等、消防隊と連携を図らなければならない。
- (3) 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、事業所自衛消防隊長の任務を代行するために必要な権限を付与する。この権限に基づき、事業所自衛消防隊長の代行者は、事業所自衛消防隊長が不在となる場合に、あらかじめ定められた代行の優先順位に従って任務を代行する。

4 火災発生時の自衛消防活動

(1) 事業所本部隊	事業所地区隊を編成する場合↓
・ 事業所本部隊は、管理する区域で火災が発生した場合、初動対応（▲及び事業所地区隊の統制）を行う。 ・ 事業所本部隊の通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。 ・ 事業所本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、事業所地区隊長の指揮下で現場員として火災発生場所における任務に当たる。	
↓事業所地区隊を編成する場合	
・ ▲事業所自衛消防隊長は、事業所地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。	
↓事業所地区隊を編成する場合	
・ ▲現場員は、事業所地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務に当たる。	
↓事業所地区隊を編成する場合	
▲(2) 事業所地区隊	
事業所地区隊は、当該地区隊の担当する区域で発生した火災において、当該地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行う。	
(3) 活動要領	
別記1の火災時の自衛消防活動要領により行動する。	

↓営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合

▲5 営業時間外等の自衛消防活動体制

- (1) 休日、夜間等で事業所内に在館者がいる場合は、在館している者全員で通報連絡、初期消火、避難誘導等の自衛消防活動を実施する。
- (2) 営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

4 火災発生時の自衛消防活動

- (1) 事業所自衛消防隊の管理する区域で発生した火災における事業所本部隊の任務を定めておく。
- ▲(2) 地区隊を編成する場合は、事業所地区隊長が不在となった場合の事業所本部隊の対応について、あらかじめ定めておく。
- ▲(3) 事業所地区隊の管理する区域で発生した火災における事業所地区隊の任務を定める。
- (4) 火災時の自衛消防活動要領については、別記1に定めるとおりとし、この活動要領を全ての自衛消防隊員に周知し、火災発生時に活動できるようにしておく。

▲5 営業時間外等における自衛消防活動体制

- (1) 休日、夜間などの、営業又は就業をしていない時間帯における活動体制について定めるもので、初動措置の万全を期そうとするものである。
- ★(2) 当該事項は防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であるため、原則として全体についての消防計画に定めておくといふ。

1 防火対象物自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表 7 B のとおり編成する。

↓ 防火対象物地区隊を編成する場合

- (2) 防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊及び ▲ 防火対象物地区隊を編成する。

① 防火対象物本部隊

- ・ 防火対象物本部隊には、防火対象物自衛消防隊長及び班を置く。
- ・ 統括管理者は、防火対象物自衛消防隊長としてその任務に当たる。
- ・ 防火対象物自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。
- ・ 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。
- ・ 防火対象物本部隊の各班長は、自衛消防業務講習修了者等の資格者を当てる。

↓ 防災センターがある場合

- ・ ▲ 防災センターを防火対象物本部隊の活動拠点とし、防災センター要員を防火対象物本部隊に配置する。

↓ 防火対象物地区隊を編成する場合

▲ ② 防火対象物地区隊

- ・ 防火対象物地区隊に防火対象物地区隊長及び班を置く。
- ・ 火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに事業所自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡する。
- ・ 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。

↓ 自衛消防活動中核要員が必要な場合

- ▲ (3) 防火対象物自衛消防隊には、自衛消防活動中核要員を配置する。

- ① 自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有する者を当てる。
- ② 防火対象物本部隊に本部中核要員を置く。
- ③ 地区中核要員は、防火対象物地区隊に配置し、地区中核要員担当区域における任務に当たる。
- ④ 防災センター要員は、本部中核要員に編成する。
- ⑤ 自衛消防活動中核要員の装備及び管理は、次による。

装 備	個人用装備	隊用装備
	・ 防火衣…………… <u> 〇 </u>着 ・ ヘルメット…………… <u> 〇 </u>個 ・ 警笛…………… <u> 〇 </u>個 ・ 携帯用照明器具… <u> 〇 </u>器 ・ 携帯用無線機…………… <u> 〇 </u>機	・ 消火器…………… <u> 〇 </u>本 ・ とび口…………… <u> 〇 </u>本 ・ ロープ…………… <u> 〇 </u>本 ・ 携帯用拡声器…………… <u> 〇 </u>器 ・ 救出用具（バール、ジャッキ等）… <u> 〇 </u>個 ・ 担架…………… <u> 〇 </u>基 ・ 応急手当用具（包帯、三角巾等）… <u> 〇 </u>セット
管 理	自衛消防活動中核要員等の装備品は、 <u>防災センター</u> に保管し、防火対象物自衛消防隊長が、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。	

第1—B 自衛消防隊の編成と活動（防火対象物自衛消防隊を編成する場合・所有者の場合等）

1 防火対象物自衛消防隊の編成

防火対象物自衛消防隊の内容を全体についての消防計画に記載してあることを記述した場合は、その内容を省略することができる。

（記載例）「全体についての消防計画に定める自衛消防隊の編成と活動による。」

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊（本部隊及び▲地区隊）を編成する。
- (2) 防火対象物自衛消防隊長は統括管理者等、各班長は自衛消防業務講習修了者等とする。
- (3) 防火対象物の営業時間、就業時間中等において、防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該防火対象物に勤務する防火対象物自衛消防隊長の代行者を定める。その場合は、努めて複数とし、代行の優先順位を定めておく。
- (4) 防火対象物自衛消防隊長の代行者は、努めて防火・防災管理講習修了者、自衛消防隊業務講習修了者、防災センター要員講習修了者又は自衛消防技術認定証を有する者とする。
- ▲(5) 防火管理技能者義務対象物における防火管理技能者は、代行者兼副隊長（技術的補助者）として指定することが望ましい。
- (6) 本部隊（及び▲地区隊）の班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。各任務を的確に行うため、各班長は別の者を指定する。
- ★▲(7) 火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに事業所自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡し、連携した活動を行うことにより被害を最小限に抑える。
- ▲(8) 自衛消防活動中核要員が必要な場合は次のように定めておく。
 - ア 防火対象物本部隊に自衛消防活動中核要員（自衛消防技術認定証を有する者）を置く。防災センター要員は主として本部中核要員（本部隊）に編成する。

なお、自衛消防活動中核要員が必要な場合で防災センターがあるものは、当該防災センター要員は自衛消防活動中核要員となることが、条例第55条の5に定められている。
 - イ 自衛消防活動中核要員を適正に配置し、別表第7B—①及び②に明記する。

なお、配置については、条則第11条の5で定められている。
 - ウ 防火対象物本部隊の活動を有効、かつ、容易にするための必要な装備を本部に備えけるとともに、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理しなければならないことが条則第11条の6に定められている。

↓防災センターがある場合

- ▲(4) 管理権原者は、防災センター管理計画で定めた限界時間内に、火災対応行動が行える防災センター要員の体制を確保する。
- (5) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊の編成表を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

- (1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

3 防火対象物自衛消防隊長等の権限

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 火災発生時の自衛消防活動

(1) 防火対象物本部隊
- 防火対象物本部隊は、管理する区域で火災が発生した場合、初動対応及び全体の統制を行う。 - 防火対象物本部隊の通報連絡(情報)班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。 - 防火対象物本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、防火対象物地区隊長の指揮下で現場員として火災発生場所における任務に当たる。
↓防火対象物地区隊を編成する場合
▲防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。
↓防火対象物地区隊を編成する場合
▲現場員は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務に当たる。
↓事業所地区隊を編成する場合
▲(2) 防火対象物地区隊
防火対象物地区隊は、当該地区隊の担当する区域で発生した火災において、当該地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行う。
(3) 活動要領
別記1の火災時の自衛消防活動要領により行動する。

↓営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合

▲5 営業時間外等の防火対象物自衛消防活動体制

- (1) 営業時間外等における自衛消防活動組織及び活動要領は、別表8に示すところによる。

↓防災センターがある場合

- (2) 営業時間外等に在館者がいる場合は、▲防災センター要員、守衛等は、定期的に巡回する等して火災予防上の安全を確保する。
- (3) 営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

- ▲(9) 防災センターがある場合（条例第 55 条の 2 の 2 に基づく防災センターがある場合に限る。）、管理権原者は防災センターにおいて消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視、操作等を常時行うことができるように防災センター要員を配置しなければならないことが定められている。

また、監視、操作等を行うための装置の機能、方法その他当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理に関する計画を消防総監へ届け出ることが義務付けられており、この防災センター管理計画で定めた限界時間内に火災対応行動が行えるように、防災センター要員の体制を確保する必要がある。

- (10) 火災、地震その他の災害が発生した際に速やかに活動を行うことができるように、防火対象物自衛消防隊の編成表や別添え「消防計画概要」を見やすいところに掲示するなどして、日頃から各自衛消防隊員に周知しておく。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とするが、近隣の防火対象物からの火災等、応援可能な場合は、防火対象物自衛消防対象隊長の判断により活動し、自己の防火対象物への延焼阻止等に努めることが望ましい。

3 防火対象物自衛消防隊長等の権限

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、当該防火対象物における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とする。
- (2) 防火対象物自衛消防隊長は、管理権原者の指示を受け、防火対象物自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括し、消防隊への情報提供を行う等、消防隊と連携を図らなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な権限を付与する。この権限に基づき、防火対象物自衛消防隊長の代行者は、防火対象物自衛消防隊長が不在となる場合は、あらかじめ定められた代行の優先順位に従って任務を代行する。

4 火災発生時の自衛消防活動

- (1) 防火対象物自衛消防隊の管理する区域で発生した火災における防火対象物本部隊の任務を定める。
- ▲(2) 防火対象物地区隊を編成する場合は、防火対象物地区隊長が不在となった場合の防火対象物本部隊の対応について、あらかじめ定めておく。
- ▲(3) 防火対象物地区隊の管理する区域で発生した火災における、防火対象物地区隊の任務を定めておく。
- (4) 火災時の自衛消防活動要領については、別記 1 に定めるとおりとし、全ての自衛消防隊員がこの活動要領を理解して火災発生時に活動できるようにしておく必要がある。
- ★なお、別記 1 は全体についての消防計画に添付した場合、省略することができる。

▲ 5 営業時間外等における自衛消防活動体制

- (1) 休日、夜間などの、営業又は就業をしていない時間帯における活動体制について定めるもので、初動措置の万全を期そうとするものである。
- ★(2) 当該事項は防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であるため、原則として全体についての消防計画に定めておくといふ。

第2 訓練

1 訓練の実施時期等

- (1) 防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるよう、定期的に自衛消防訓練を実施する。
- (2) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
総合訓練	おおむね 〇 月 〇 月	年1回は地震を想定して行う。
部分訓練	おおむね 〇 月 〇 月	
その他の訓練	おおむね 〇 月 〇 月	

- (3) 防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は 自衛消防隊長 とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。必要により安全管理を担当する者を指定する。

時期	内容
訓練実施前	① 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。 ② 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示をし、又は参加させない等の措置を講じる。
訓練実施時	① 訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。 ② 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。
訓練終了後	訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

- (1) 防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後、訓練の実施結果について検討するとともに、「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させる。
- (2) 防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管する。

第2 訓練

1 訓練の実施時期等

- (1) 実施時期欄には各訓練を実施する月を、備考欄には各訓練について補足する事項があれば記入する。
なお、特定用途の防火対象物では、消火訓練と避難訓練をそれぞれ年2回以上実施することが省令第3条で義務付けられている。
- (2) 防災管理義務対象物では、年1回以上の避難訓練を実施することが政令第48条で義務付けられている。
- (3) 各訓練の実施要領については、資料編を参照する。

2 訓練時の安全対策

- (1) 訓練指導者は、自衛消防隊長、自衛消防副隊長又は地区隊長など実際に自衛消防隊員を指揮、統括できる者を指定し、訓練時の安全対策を図る必要がある。
- (2) 訓練実施前には、事前に使用資器材等の点検を行い、訓練に支障がないようにする。
- (3) 訓練指導者は、訓練の内容ばかりでなく、訓練に参加する者の体調も把握し、効果的な訓練が行えるようにする。
- (4) 訓練実施中において、使用資器材等に異常が認められた時は、すぐに訓練を中止するなど安全管理の徹底を図る必要がある。
- (5) 訓練指導者以外にも、安全を管理する者や補助者を指定し、万全な体制で訓練を実施する必要がある。
- (6) 訓練終了後資器材を収納する場合は、自衛消防隊員等の気が緩みがちになることがないように、訓練指導者が指示命令する。

3 訓練の実施結果

- (1) 防火・防災管理者は、消防計画による自衛消防訓練を実施したときは、条例第55条の4に基づき「自衛消防訓練実施結果記録書」を作成し、その内容をチェックし検討して、次回の訓練に反映できるようにする必要がある。
- (2) 「自衛消防訓練実施結果記録書」は、同条により、訓練を行った日から3年間、保存しなければならない。

Ⅳ 震災対策

第1 震災に備えての事前計画

管理権原者等は、震災に備えて、次の対策を行う。

対 策	内 容
防災についての任務分担	管理権原者等は、予防管理組織の編成に準じて、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。
建築物等の点検及び補強	① 管理権原者等は、建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下の防止措置を行う。 ② 管理権原者等は、東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。
家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置	① 事務室内、倉庫等の書架、物品棚、複写機等の家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置を講じる。 ② Ⅱ、第1、3に基づく各種点検に合わせ、別表9のチェック表を活用して、家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を講じる。
危険物等の漏えい及び流出防止措置	危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。
火気設備・器具の点検及び安全措置	① 火気設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について作動状況の点検及び確認を行う。 ② 火気設備・器具の上部及び周囲には、転倒・落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
消火器等の準備及び適正管理	Ⅱ、第1、3に基づく消防用設備等の点検に合わせ、消火器等を適正に維持管理する。
安全避難の確保及び点検	① 在館者が建物から安全に避難できるように、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。 ② 避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。

Ⅲ 震災対策

第1 震災に備えての事前計画

(1) 防災についての任務分担

大規模事業所における点検整備は、点検箇所、点検項目が多く、一人で全てを行うことは困難である。そのため、職場で働く人の中から別表3で定める予防管理組織を編成し、任務分担に応じて組織的に点検を行う。

(2) 建築物等の点検及び補強

ア 地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修を行い、建物の安全を確保する。建物が倒壊しない場合も天井の落下、外壁のタイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除く必要がある。

イ ハザードマップ等の入手方法

- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 東京都防災ホームページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>
首都直下地震による東京の被害想定等を掲載
- ・ 東京都都市整備局 <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>
あなたのまちの地域危険度等を掲載
- ・ 東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>
東京消防庁電子図書館に地域別出火危険度等を掲載
- ・ その他、区市町村によっては、避難場所等を掲載した防災マップを作成、配布している。

(3) 家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置

別表9「家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表」を活用して家具・じゅう器等を固定する。

(4) 危険物等の漏えい及び流出防止措置

危険物を貯蔵又は取り扱う事業所は、危険物の種類、数量、施設の規模、設備の形態等に応じた対策を立てる必要がある。特に、危険物品、化学薬品、高圧ガス等の転倒、落下による漏えい、混合発火の防止措置や送油管等の緩衝装置の機能確認、高架タンク等の落下防止措置を講じておく。

(5) 火気設備・器具の点検及び安全措置

火気設備・器具等からの出火を防ぐには、設備の本体、周囲の状況などを点検し、不備事項を改善しておく。具体的には、自動消火設備が正常に機能するか、燃料容器が転倒防止措置されているかを確認する。

(6) 消火器等の準備及び適正管理

地震時には火災が同時に多発することが予想されるため、消火器等が指定された場所に常備されているか確認しておく。

(7) 安全避難の確保及び点検

ア 火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、平素から避難場所を確認し、避難方法等を定めておく。

イ 区部の避難場所等は、東京都震災対策条例に基づき、東京都が指定している。

なお、多摩地域では、市町村が各市町村の地域防災計画に基づき避難場所等を指定している。

資器材及び非常用物品の準備及び保管	① 管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。 ② 資器材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。
防災についての教育及び訓練	① 防火教育及び訓練の実施に合わせ、従業員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。 ② 防災管理者は、地震発生時における避難訓練を年1回以上実施する。
↓ 応援協定等が締結されている場合 ▲ 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立	① 管理権原者は、周辺地域の事業所等と協議し、地震その他の災害時の消火・救助・救護活動に関する応援協定の締結等の協力体制を確保する。 ② 管理権原者は、応援協定を締結した事業所と合同で訓練を実施する。 ③ 応援協定等の締結 <u>応援協定等の名称： ○○株式会社相互応援協定（令和○年○月○日）</u>
警戒宣言発令時等の対応措置	① 自衛消防隊は、警戒宣言が発せられた場合は、別表7に定める任務を行う。 ↓ 営業時間内と異なる場合 ▲ なお、休日、夜間等の営業時間外は、別表8に定める体制により対応する。 ② 管理権原者は、別に定める連絡表により、休日、夜間等の営業時間外に必要な要員を招集する。 ③ 警戒宣言が発せられた場合は、火気設備・器具の使用及び喫煙並びに危険物品の取扱いを原則として中止する。やむを得ず使用する者は、管理権原者の承認を得て、防火・防災管理者等の監視の下で使用し、出火防止等の安全対策を講じる。 ④ 避難誘導班の配置完了後、地震に関する情報に関して、放送設備等により在館者へ伝達する。 ⑤ 事業所自衛消防隊長は、警戒宣言が発せられた場合、防火対象物自衛消防隊長と警戒本部を設置し、緊急点検及び被害防止措置等の進行管理等を行う。 警戒本部の設置場所： <u>防災センター</u>

(8) 資器材及び非常用物品の準備及び確保

消防隊が到着する前に、初期消火や救助・救護を効果的に行うために、必要な資器材を準備しておく。

非常用物品として準備しておく便利なもの

種 別	品 名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、整腸剤、止血剤、ばんそうこう等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業用資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク
その他	（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

(9) 防災についての教育及び訓練

ア 新入社員が入社する時期や防災の日（9月1日）などの機会を捉えて訓練を定期的実施する。

イ 訓練は、地震による被害想定に基づき、必要な人員、物資、資器材及び活動要領など、実践的な内容で行うようにする。

▲(10) 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立

ア 自らの事業所の自衛消防隊が隣接事業所や防災市民組織、住民等と連携し、消火作業や救出、救護活動を行い、被害を最小限に抑える。

イ 事前に協定を取り決めておき、震災時に効果的に相互支援を行える体制を構築する。

ウ 応援協定等を締結している場合は名称、締結日を記入する。

(11) 警戒宣言発令時等の対応措置

ア 気象庁が「東海地震に関連する情報」を発表するとしていたが、平成29年11月1日から大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月法律第73号）の改正等の新たな体制が決まるまでの間は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとなったため、それまでの間は「警戒宣言が発せられた」を「南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が高まった場合の臨時情報の発表がなされた」と読み替えて対応する。

イ 就寝施設等で休日、夜間の事業所自衛消防隊を別編成している場合は、別表7A-①～③又は別表7B-①～③に準じて警戒宣言が発せられた場合の任務を定めておくことが必要である。

ウ 発表された地震に関する情報に関して、在館者へ伝達する等の対応が必要である。

＜参考＞ 放送文の例については、資料編・資料5参照

家族との安否の確認手段の確保	① 電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ決めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否の確認手段を従業員に周知する。 ② 従業員は、震災時の家族との安否の確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておく。 ③ 震災時の従業員の安否の確認者（班）及び安否の確認手段は、次のとおり。 <table><tr><th>確認者（班）</th><th>優先順位</th><th>確認手段</th></tr><tr><td rowspan="3">防火管理者</td><td>第 1</td><td>携帯電話用災害用伝言板</td></tr><tr><td>第 2</td><td>ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）</td></tr><tr><td>第 3</td><td>災害用伝言ダイヤル</td></tr></table>	確認者（班）	優先順位	確認手段	防火管理者	第 1	携帯電話用災害用伝言板	第 2	ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）	第 3	災害用伝言ダイヤル
確認者（班）	優先順位	確認手段									
防火管理者	第 1	携帯電話用災害用伝言板									
	第 2	ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）									
	第 3	災害用伝言ダイヤル									
従業員等の一斉帰宅の抑制	① 公共交通機関が運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。 ② 震災時に従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。 施設内待機場所： <u>○階大会議室、1階エントランス</u> ③ 従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄する。 なお、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておく。 また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員分の備蓄の10%程度を余分に備蓄する。 備蓄場所・備蓄品・・・別表10のとおり ④ 管理権原者は、従業員等に要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じておく。 <table><tr><th>対象等</th><th>具体的な準備品等</th></tr><tr><td>高齢者・障がい者</td><td>車いす、ベッド、毛布、筆談用品</td></tr><tr><td>妊婦・乳幼児</td><td>個室、簡易間仕切壁、ミルク、哺乳器、乳幼児用食、スプーン</td></tr><tr><td>外国人</td><td>外国語の案内、ユニバーサルデザインを用いた案内</td></tr></table> ⑤ 従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループごとの時差退社計画を作成しておく。 時差退社計画表・・・別表11のとおり	対象等	具体的な準備品等	高齢者・障がい者	車いす、ベッド、毛布、筆談用品	妊婦・乳幼児	個室、簡易間仕切壁、ミルク、哺乳器、乳幼児用食、スプーン	外国人	外国語の案内、ユニバーサルデザインを用いた案内		
対象等	具体的な準備品等										
高齢者・障がい者	車いす、ベッド、毛布、筆談用品										
妊婦・乳幼児	個室、簡易間仕切壁、ミルク、哺乳器、乳幼児用食、スプーン										
外国人	外国語の案内、ユニバーサルデザインを用いた案内										
帰宅困難者対策	鉄道等交通機関の運行状況の情報、余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、従業員等に適宜伝達する。										
P D C Aサイクルの実施	訓練等の結果確認と検証を行い、震災に備えての事前計画を見直し改善する取組み（P D C A（計画→実行→検証→改善）サイクル）を取り入れる。										

(12) 家族との安否の確認手段の確保

- ア 管理権原者は、震災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認の手段を従業員等へ周知する。
- イ 震災時には、大幅に通話規制が行われるため、固定電話、携帯電話がつながりにくくなることから、従業員、家族等との安否の確認については、災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル（171）、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等の複数の確認手段をあらかじめ定めておく。

(13) 従業員等の一斉帰宅の抑制

- ア 地震発生直後は、公共交通機関の運行が停止しており、従業員等の一斉帰宅行動は、多数の帰宅困難者による群衆事故や二次災害につながるおそれがある。帰宅困難者の発生による混乱を防止するために、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底することを定めておく。
- イ 従業員等の施設内待機を維持するための必要な物資を備蓄しておく。備蓄品は、エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に置くようにする。
- ウ 備蓄品の保管方法は、消防法違反とならないようにする（避難通路や自動火災報知設備が免除されているパイプシャフト、消火用ポンプ室等の機械室に置かない）。

対 策		ポイント	
施設内待機場所の指定		○ 施設内に従業員等がとどまれるように耐震診断・耐震改修を行う。 ○ 天井落下や設備の損壊などを考慮し、努めて複数箇所を指定する。 ○ 定員は、床面積約3.3㎡当たり2人を目安とする。	
備蓄品の確保		○ 発災後3日間は、救助・救出活動が優先されることから、おおむね3日分の飲料水、食料、簡易トイレ、毛布等を備蓄する。 ○ 共助の観点から、努めて従業員等以外の帰宅困難者用に従業員分の備蓄の10%程度を余分に備蓄する。 ○ エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に備蓄品を置くようにする。	
要配慮者	高齢者	長距離の移動及び階段による移動を介助するための備品を準備する。	医薬品、防寒用物品、熱中症対策物品等を準備する。
	障がい者		医薬品、筆談用品等の情報提供用物品等を準備する。
	妊婦		ベッドやマット等を準備する。緊急出産時の対応を検討しておく。
	乳幼児	ミルク、乳幼児用の食品、紙おむつ、清拭用のウェットティッシュ、個室確保用の間仕切壁を準備する。	
	外国人	被害の状況、最寄りの避難場所、大使館の位置情報等を提供できるように、あらかじめ外国語による案内、ユニバーサルデザイン等を作成しておく。	
	小中学生	保護者との安否確認を補助等する担当者を定めておく。	
時差退社計画	第1優先	○ 家庭内事情がある者 ○ 勤務地直近（おおむね10km以内）の居住者（徒歩帰宅が可能な者）	
	第2優先	○ 勤務地からおおむね20km圏内居住者（帰宅経路の安全性が確認できた者）	
	第3優先	○ 勤務地からおおむね20km以上離れた場所の居住者（帰宅経路の安全性が確認できた者）	

(14) 帰宅困難者対策

- ア 地震発生直後は、帰宅困難者による混乱を防止するため、公共交通機関の運行状況や災害の情報を積極的に収集し、館内放送や拡声器等を用いて、従業員等に伝達する。
- イ 駅周辺の事業所においては、駅前滞留者協議会等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導するなど利用者保護を図る。

(15) PDCAサイクルの実施

定期的な訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的なものとなるよう見直しを図る。

第2 震災時の活動計画

管理権原者等は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

項 目	内 容
震災時の任務分担	① 地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、自衛消防隊の編成に準じて自衛消防活動を行う。 ② 自衛消防活動は、地区隊ごとでの活動を原則とする。 ③ 事業所自衛消防隊長は、自己地区の被害・活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。 ④ 被害のない地区又は活動の終了した地区の自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長から活動の要請があった地区において、協力して活動を行う。
緊急地震速報の活用	「緊急地震速報利活用マニュアル」を作成し、訓練及び防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法、活用対策等について従業員等に周知しておき、有効に活用する。
出火防止及び初期消火活動	① 火気設備・器具の付近にいる従業員は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。 ② 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備・器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。 ③ 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。
危険物等の流出及び漏えい時の緊急措置	危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。
初期救助・救護活動	消防機関への通報、初期救助及び初期救護等の震災時の自衛消防活動要領は、別記2による。
被害状況の把握等	① 自己事業所内の被害状況を速やかに把握するよう努める。 ② 事業所自衛消防隊長は、被害状況を確認し、防火対象物自衛消防隊長に報告する。 ③ 従業員は、周囲の機器・物品等の転倒、落下等の異常があった場合には、自衛消防隊長に報告する。
避難場所及び避難方法	火災・津波等の危険が予想される場合は、次の避難場所・方法に基づき、適切に避難を開始する。 避難場所： <u>〇〇公園（津波：□□ビル）</u> 避難方法： <u>1階ロビーに集合し、点呼後〇通りを通り避難場所へ向かう。</u>

第2 震災時の活動計画

(1) 震災時の任務分担

ア 大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指示命令系統に混乱をきたすことが予想される。そのため、各事業所は実態に応じ柔軟に対応できる体制を構築し、震災時は地区隊ごとに活動を行う。

イ 自衛消防活動の体制は、事業所の用途等に応じて、任務の種類や担当者数などを考慮し、編成する必要がある。例えば、多数の客がいる事業所では、避難誘導担当者を多くするなどの考慮が必要である。

(2) 緊急地震速報の活用

ア 緊急地震速報は、地震の発生及びその規模を素早く感知し、地震による強い揺れが始まる数秒前から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせるものである。

イ 緊急地震速報を受信した場合は、次のような緊急措置を実施する。

- 大きなオフィス家具から離れ、机の下などに隠れ頭を保護する。
- 慌てて外に飛び出さずに安全スペースを探す。
- 火気設備・器具等を使用している場合は、揺れがおさまってから消火する。

＜参考＞ 緊急地震速報利活用マニュアルの例については、資料編・資料11 参照

(3) 出火防止及び初期消火活動

地震による被害を最小限に抑えるには、まず身を守り、揺れがおさまってから二次災害を防ぐために素早く火の始末を行う。

(4) 危険物等の流出及び漏えい時の緊急措置

危険物等を貯蔵し、取り扱う事業所では、あらかじめ危険物等の漏えい時の拡大防止措置、回収方法、火災等の二次災害防止措置、資器材の準備と調達方法、災害時の事業所間の応援協定などを定めておく。

(5) 初期救助・救護活動

ア 大規模な地震時は、同時に多くのけが人や救助事案が発生することが予想されるが、交通障害等により、消防機関が平常時のような救助・救急活動を行うことが困難になることから、救出や救護については自己の事業所で行えるように、事前の教育、訓練が必要となる。

イ 震災時の初期消火等の自衛消防活動については別記2に定めるとおりとし、この活動要領を理解して震災発生時に活動できるようにしておく必要がある。

★なお、別記2は、建物所有者等が届出する場合で、防火対象物自衛消防隊を編成し、全体についての消防計画に添付したときは省略することができる。

(6) 被害状況の把握等

ア 各事業所は、震災時の任務分担に応じて被害状況等を正確に把握し、確実に責任者（防火対象物自衛消防隊長等）に報告する。責任者は、正確な情報を素早く入手するとともに、必要な情報を防火対象物で設置する災害対策本部等で集約し、活動に反映させる。

イ 情報の混乱を防ぐため、入手した情報を取りまとめる場所や情報連絡者を定め、情報の整理確認を行う。

(7) 避難場所及び避難方法

地震による火災の延焼拡大や津波の来襲、高潮による浸水等により地域全体が危険になった場合は、あらかじめ定めた避難場所等へ速やかに避難する。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所で、その広さは火災によるふく射熱から身を守るために、おおむね10ヘクタール以上が必要とされている。

・避難場所の指定（確認）

東京都都市整備局ホームページ

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/hinan/index.htm>

↓応援協定等が締結されている場合 ▲周辺地域の事業所・住民との連携	① 自衛消防隊長は、防火対象物の活動が終了した後、協定等に基づく応援に移行する。 ② 協定等に基づく応援を行う場合は、防火対象物自衛消防隊長に報告する。
家族等との安否確認	① 従業員は、家族等の安否を確認し、<u>安否確認者(班)</u>に報告する。 ② <u>安否確認者(班)</u>は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。
従業員等の施設内待機等	① <u>館内放送及び拡声器</u>を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。 ② 災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。 ③ 施設チェック項目・・・別表12のとおり 管理権原者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。 ○ <u>施設内における火気使用設備等の使用中止</u> ○ <u>定期的な巡回監視</u> ○ <u>消火器の増設・設置位置の周知</u> ④ 管理権原者は、施設及びその周辺の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。 ⑤ 停電時を考慮した次の情報収集手段及び提供方法等に基づき、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員へ提供する。 情報収集手段・・・<u>ラジオ、スマートフォン、携帯型端末機器</u> 情報提供方法・・・<u>掲示板(紙)、拡声器のアナウンス、ラジオ放送の拡声</u> 非常用電源・・・<u>自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池</u> ⑥ 災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表(別表11)に基づき、方面別に集団で帰宅を促す。
周囲の環境等から必要な活動	周囲の環境等から必要な活動に関して、次の措置を講じておく。 津波対策・・・<u>「津波注意報が発表された場合は、地階にいる者へ避難を促したのち、止水板及び土のうを用いて、浸水防止措置を講じる」旨に従業員に周知しておく。</u> 液状化対策・・・<u>液状化による被害想定を確認し、被害が予想される場合は、専門家に調査を依頼する。</u> <u>ライフラインの長期停止を想定し、非常用物品を多めに準備する。</u>

▲(8) 周辺地域の事業所・住民との連携

大規模な地震時は、次の示すような同時多発火災の発生や道路の通行障害等により、消防機関による十分な活動が期待できなくなるおそれがある。そのため、事業所においては、火災の拡大防止やけが人の救出救護などにおいて、地域住民と協力した連携活動を積極的に実施する。

- 火災及び死傷事故の多発
- 電話等通信施設のまひによる火災等の発見、通報の遅れ
- 家屋、塀などの倒壊、交通信号のまひによる道路の交通障害
- 道路の亀裂による消火栓等の消防水利の使用障害
- 災害の同時多発による消防部隊の活動上の制約

(9) 家族等との安否確認

ア 管理権原者は従業員に対し、事前に定めた安否確認手段を用いて迅速かつ効率的に家族等の安否確認を行わせる。

イ 複数の拠点を抱える事業所にあつては、各事業所周辺地域の被害状況などを安否確認時にあわせて情報収集し、地震被害の全体像の把握に努めるとともに、収集した情報については、従業員等に伝達するようにする。

(10) 従業員等の施設内待機等

ア 管理権原者は、地震後に施設内に待機することが可能か判断するために、事前に作成した被害状況を確認する別表 12 のチェック表により点検を行う。

イ 建物全体の管理権原者は、建物の構造、防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲内でチェック項目を点検する。

ウ 管理権原者は、施設内に待機とした際の二次災害の防止等の措置や停電の際の情報提供について、例示を参考にして定めておく。

エ 管理権原者は、施設へ安全にとどまることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難場所等へ誘導する。一時滞在施設の開設情報は、地震後、東京都や市区町村のホームページ又はマスメディア等から収集することが可能である。

【一時滞在施設とは】

大規模災害の発生時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会報告書より）

エ 従業員等が安全に帰宅できる状況になった場合は、時差退社計画に基づき、従業員をグループごとに帰宅させる。退社可能の判断は、次のような情報等を把握し総合的に判断する。

- 帰宅ルート周辺の災害（火災、浸水、道路の閉鎖等）の収束
- 行政機関からの支援（代替搬送手段の運行、交通整理・交通誘導等）の開始
- 災害時帰宅支援ステーションによる支援の開始

(11) 周囲の環境等から必要な活動

東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を活用し、津波、液状化、崖崩れ、堤防の損壊等の危険性を把握し、必要な活動内容を例示を参考にして定めておく。

第3 施設再開までの復旧計画

管理権原者等は、次の措置等を行う。

項 目	内 容
ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策	ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。
危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置	① 火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。 ② 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。
被害状況の把握	① 二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器を安全な場所に集結しておく。 ② 倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を行う。
復旧作業等の実施	復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。 ① 復旧作業の工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。 ② 復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、従業員その他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。 ③ 復旧作業をしながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。

第3 施設再開までの復旧計画

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

震災時は、ガス、電気等のライフラインが途絶することが予想されるため、代替資源等として次のようなものを確保しておく必要がある。

ガ	ス	プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ・ボンベ等
電	気	自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池等
上	下	受水槽、井戸、貯水池、浄水装置、水中ポンプ、簡易トイレ等
電	話	無線機、パソコン、専用回線、公衆電話、船舶及び車載無線機等

(2) 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

電気、ガス等の供給再開時に発生する火災を防止するため、使用再開前に設備、器具に不備がないことを確認する。点検項目は、次のとおりとする。

- 火気設備・器具、電気器具及びブレーカー等のスイッチの状況
- 火気設備・器具及び電気器具等の使用可否の状況
- 電気配線及びガス配管の破損状況、接続状況
- 危険物の漏えい、危険物貯蔵タンク等の傾斜、破損状況

(3) 被害状況の把握

二次災害の発生を防止するため、建築物や建築物内に設置されている付属設備の被害状況、消防用設備等の損壊状況の点検を確実に行う。危険がある場合は、立入禁止措置を行う。

(4) 復旧作業等の実施

- ア 平常時とは異なり、地震により建築物や設備に思わぬ危険箇所が生じていることがあるため、損壊状況を的確に把握し、作業を行う場合の安全確認を入念に行う必要がある。
- イ 工事人に対して、安全な作業方法や出火防止等の教育を行う。
- ウ 復旧作業により生じる避難経路の変更等、通常と異なる点について、従業員等に周知する。

V その他の災害対策

※●第1 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

1 事前の備え

自衛消防隊長は、自衛消防隊の装備としてマスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合は、定期的に点検を行う。

2 武力攻撃等に伴う災害発生時の活動計画

- (1) 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置とする。
- (2) 大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難な場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。この場合、自衛消防隊員は自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

3 行政機関からの指示

大規模テロ等に伴う災害においては、指示等があった場合、自衛消防隊長は、速やかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

4 自衛消防活動要領

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領については、別記3による。

V その他の災害対策

※●第1 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

防災管理者は、法第 36 条に基づき、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害に伴う自衛消防対策を定めるものとする。

【大規模テロ等とは】

- ・ 突発的なテロ
- ・ 国民保護法等に定める武力攻撃（予測）事態、緊急対処事態に係る警報の発令
- ・ 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害

1 事前の備え

自衛消防隊の装備について、大規模テロ等に伴う災害対策の資器材を配置している場合に定める。

2 武力攻撃等に伴う災害発生時の活動計画

- (1) 大規模テロ等に伴う災害が発生した場合の自衛消防活動は、通報連絡、避難誘導及び避難のために必要な身体防護措置とする。
- (2) 火災時の自衛消防組織編成を基本とするが、自衛消防活動は避難誘導が主となることから、避難誘導班を増強するなどの対応を行う。

3 行政機関からの指示

大規模テロ等に伴う災害では、各事業所の判断で行動することは危険であるので、行政機関からの指示等に基づき活動することが原則となる。指示等について、確実に全在館者に伝達することが必要である。

4 自衛消防活動要領

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領については、別記 3 に定めるとおりとし、避難準備の時間に余裕がない場合（自己防火対象物で発生した場合の対応）と避難準備の時間に余裕がある場合（情報の収集・伝達）について定める。

●第2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

1 事前の備え

(1) ハザードマップ等の活用

防火・防災管理者は、東京都、区市町村が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水想定区域図などの被害予測を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

- | |
|---|
| ① 河川の氾濫等により予想される浸水深さ：〇メートル～〇メートル未満 |
| ② 予想される浸水継続時間（浸水50cm以上）：〇〇時間継続 |
| ③ 浸水危険箇所：南側出入口、地下1階 機械室（電源設備、消火栓ポンプ）
危険物施設（一般取扱所：軽油） |
| ④ その他危険箇所：停電によるエレベーター閉じ込め、看板落下危険 |

(2) 大雨等に係る自衛消防訓練

- | |
|---|
| ① 訓練時期：〇月頃 |
| ② 訓練内容：気象に関する情報収集及び在館者への情報伝達、浸水防止措置の実施要領、
在館者の避難誘導 |
| ③ 訓練実施後は、自衛消防訓練実施結果記録書に記録する。 |

(3) 点検と安全措置

管理権原者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため、各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

- | |
|--|
| ① 普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認 |
| ② 建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の強風による落下防止措置 |
| ③ 側溝、排水口の清掃状況の確認 |
| ④ 水防資器材の定期的な点検・整備 |

2 大雨又は強風等に伴う災害発生時の活動計画

(1) 自衛消防隊の任務

- ① 別記1の火災時の自衛消防活動要領に準じて自衛消防活動を行う。
- ② 基本編成による活動では困難な場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員の増強又は初期消火班、避難誘導班を安全防護班の任務に当たらせるなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

●第2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

1 事前の備え

(1) ハザードマップ等の活用

ア 防火・防災管理者は、ハザードマップ等を定期に確認し、自己事業所の大雨・強風等に関する危険実態を把握しておく必要がある。

イ ハザードマップ等の入手方法

- ・ 国土交通省 川の防災情報のホームページ
<https://www.river.go.jp>
- ・ 東京都建設局のホームページ
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyoku/river/chusho_seibi/index/menu03.html
- ・ 東京都下水道局のホームページ
<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/living/a3/inundation/index.html>
- ・ 東京都水防災総合情報システムのホームページ
<https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html>
- ・ 関連区市町村で閲覧
- ・ 流域内の各建設事務所にて閲覧
- ・ 東京都庁第一本庁舎3階都民情報ルームにて閲覧（都内在住・在勤に限り、貸出可能）

ウ 地階に変電設備、非常電源、消火栓ポンプ等があり浸水による消防用設備等の機能に支障が生じる危険、危険物施設等が浸水する危険、停電によるエレベーターの閉じ込め危険などの危険実態を記載し把握しておく。

浸水防止措置を検討するための参考資料

- ・ マンション管理ガイドブック

（東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課編集、令和2年3月発行）

- ・ 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン

（国土交通省及び経済産業省で検討し、とりまとめられた「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」令和2年6月19日公表）

- ・ 危険物施設の風水害対策ガイドライン

（令和2年3月27日消防第55号消防危第86号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防庁危険物保安室長通知、別紙 危険物施設の風水害ガイドライン）

(2) 大雨等に係る自衛消防訓練

台風等の到来する時期の前には、浸水防止措置の実施要領や在館者に対する警報等の発令状況の伝達、在館者の避難誘導などの自衛消防活動要領の訓練を行う。

訓練実施後は、自衛消防訓練実施結果記録書に記録し、自衛消防活動の改善を図る。

(3) 点検と安全措置

大雨・強風等による次のような被害の発生を防ぐため、各種施設・設備の自主点検の実施に合わせて行う措置について定める。

- ・ 強風により看板が落下した。
- ・ 強風により、工事中の屋上のベニヤ板が飛ばされた。
- ・ 建物の前の排水口が、落ち葉、ゴミ等で詰まり、道路が冠水した。

2 大雨又は強風等に伴う災害発生時の活動計画

(1) 自衛消防隊の任務

ア 大雨又は強風等に伴う災害発生時の自衛消防隊の任務を定める。

イ 火災時の自衛消防組織編成を基本とするが、初期消火班や避難誘導班を安全防護班として任務付与するなどにより効果的な活動を行わせる。

ウ 被害が発生するより前的大雨、洪水等の警報、注意報の発表時から、自衛消防隊が活動を開始する。

(2) 自衛消防隊の連携

自衛消防活動は、地下部分を有する防火対象物自衛消防隊及び事業所自衛消防隊の活動を基本とし、防火対象物自衛消防隊長から応援の要請があった場合は、相互に連携し活動する。

(3) 情報の収集及び伝達

台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

(4) 資器材の準備

安全防護班は、水防資器材（土のう、止水板等）を準備し、速やかに使用可能な体制をとる。

(5) 定期巡回の実施

通報連絡（情報）班は定期的に建物内外の巡回を行い、建物周囲の冠水状況、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、浸水危険及び被害状況の把握に努める。

↓浸水等の被害が予想される場合

▲(6) 地下室等への立入制限

自衛消防隊長は、地下室への立入制限及びエレベーターの使用制限について掲示するなど、在館者への情報伝達を行う。

↓浸水被害の発生が予想される場合

▲(7) 浸水防止措置の実施

氾濫危険情報が発令されたとき又は建物内への浸水危険があるとき、自衛消防隊長は安全防護班に指示し、次の浸水防止措置を行う。

- | | |
|---|--|
| ① | <u>建物内への浸水防止措置： 建物出入口に 土のうを設置</u> |
| ② | <u>消防用設備等の浸水防止措置： 地下1階機械室前の止水板を設置</u> |
| ③ | <u>危険物施設等の浸水防止措置： 地下1階危険物施設の防水扉の閉鎖</u> |
| ④ | <u>排水ポンプの準備</u> |

(8) 在館者の避難誘導

① 防火対象物自衛消防隊長が危険と判断した場合又は行政機関からの避難の指示等があった場合、自衛消防隊長は避難誘導を実施する。

② 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

(2) 自衛消防隊の連携

大雨・強風等に伴う災害の自衛消防活動は、防火対象物自衛消防隊及び地下部分を有する事業所自衛消防隊による活動が基本である。ただし、土のうの搬送等人員が多く必要とされる場合は、他の事業所自衛消防隊にも応援を要請されることがあるので、その場合の対応を定める。

(3) 情報の収集及び伝達

大雨・強風等の場合は、他の災害と比較して、被害の発生が事前に予測しやすいことから、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した情報収集・伝達について定める。

(4) 資器材の点検整備

止水板、土のうなどの資器材を配置していたり、排水ポンプ等を設置している事業所では、被害の発生が予測される事態となった時は、発災時に確実に使用できるよう、水防資器材等を準備することを定める。

(5) 定期巡回の実施

ア 定期巡回の実施について定める。

イ 火災等の自衛消防活動と異なり、建物外部の状況を確認することが重要である。

ウ 建物外部の道路が冠水している場合は、地下室に水が流れ込む危険があるため、特に注意が必要である。

▲(6) 地下室等への立入制限

地下部分へ水が流れ込んだ場合、数分で脱出できなくなる場合もあるので、事前に地下室等への立入制限、エレベーターの使用制限等の措置を講じる必要がある。

▲(7) 浸水防止措置の実施

ア 止水板等の資器材等を配置している場合に規定する。

イ 浸水防止措置は、その作業時間と行政機関等から提供される警報などの情報を勘案し、避難に支障のない開始時機と措置内容を事前に定めておく。

ウ 防火対象物自衛消防隊と地下部分を有する事業所自衛消防隊による活動が中心となるが、人員が不足する場合は、他の事業所自衛消防隊にも応援を要請されることがあるので、その場合の対応を定める。

(8) 在館者の避難誘導

ア 大規模な水害などで、行政機関から避難の指示等があった場合は、地震の場合に準じて在館者の避難誘導を行う。

イ 避難の指示等がない場合であっても、建物にとどまることが危険と自衛消防隊長が判断した場合は同様に避難誘導を行う。

●第3 受傷事故等の自衛消防対策

1 受傷事故等に対する事前の備え

防火・防災管理者は、受傷事故等の発生に備え、自衛消防隊の装備として配置された応急救護資器材を、訓練等の機会を活用し保守点検を行い、常時使用可能な状態に保つ。

2 受傷事故等発生時の活動

(1) 自衛消防隊の任務

- ① 別記1の火災時の自衛消防活動要領に準じて自衛消防活動を行う。
- ② 基本編成による活動では困難な場合は、事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長に連絡し、効果的な自衛消防活動を行わせる。この場合、自衛消防隊員は防火対象物自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

(2) 通報・連絡の確認及び誘導

自衛消防隊長は、119番通報、応急救護等の対応が適切に行われているか確認し、救急隊到着時、受傷事故等の発生場所まで誘導を行う。

(3) 応急救護所の設置

多数傷病者が発生した場合、事業所自衛消防隊長と防火対象物自衛消防隊長は協力し、応急救護所を設置する。

(4) 二次災害の防止

自衛消防隊長は、二次災害のおそれがある場合、その原因と考えられる工作物等の使用を安全が確認されるまで中止する。

●第4 その他の自衛消防対策

1 ガス漏えい事故防止対策

(1) 事前の備え

ガス漏えい事故に備え、ガス配管等の施設・機器について事前確認を実施しておく。

(2) ガス漏えい時の活動計画

- ① 別記1の火災時の自衛消防活動要領に準じて自衛消防活動を行う。
- ② ガス漏れを確認後、自衛消防隊長は直ちにガス会社及び消防機関へ通報し、在館者に対し、放送設備等を活用して火気及び電気の使用禁止と避難を指示する。
- ③ 自衛消防隊長は、事故状況からガス漏えいの継続が予想される場合は緊急遮断弁を閉止し、放送設備等により防火対象物内の関係者に伝達する。
- ④ ガス漏れの状況により、立入禁止の区域を指定し、ロープ及び標識等で表示する。
- ⑤ 緊急遮断弁を閉止した場合は、器具栓、元栓及びメーターコックを全て閉止し、ガス会社の許可があるまで操作しない。

2 停電発生時の出火防止対策

(1) 事前の備え

停電発生時の影響について事前確認を実施しておく。

(2) 停電発生時の活動計画

- ① 停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外す。
- ② 消防用設備等及びその他防災設備が停止した場合は、代替措置を実施する。
- ③ 停電復旧後は、消防用設備等及びその他防災設備の機能が正常に復旧していることを確認する。

●第3 受傷事故等の自衛消防対策

1 受傷事故等に対する事前の備え

配置された応急救護資器材は常時使用可能な状態を保つ必要がある。訓練等の機会を活用し保守点検を行うことを定める。

2 受傷事故等発生時の活動

(1) 自衛消防隊の任務

ア 受傷事故等発生時の自衛消防隊の任務を定める。

なお、火災時の自衛消防組織編成を基本とする。

イ 自衛消防隊の応急救護班には、救命講習の修了者等の応急救護能力を持った者をできるだけ指定する。

(2) 通報・連絡の確認及び誘導

従業員が応急救護を実施している間、加えて自衛消防隊の応急救護班が活動することが有効である。そのための連絡体制について定める。

(3) 応急救護所の設置

多数傷病者が発生した場合、震災時等と同様に、応急救護所を設置し、自衛消防隊の応急救護班が活動を行うことを定める。

(4) 二次災害の防止

受傷事故が発生した場合、原因と考えられる工作物等については、二次災害の発生のおそれがある場合は、安全が確認されるまで使用を中止することを定める。

●第4 その他の自衛消防対策

1 ガス漏えい事故防止対策

地下街、準地下街及びガス漏れ火災警報設備が設置されている対象物は、ガス漏えい時の対策を必ず定める。それ以外の対象物でも、通常の火災時の活動と異なるので、別に定めておく。

＜参考＞ガス漏れ事故防止対策については、資料編・資料6 参照

2 停電発生時の出火防止対策

停電発生時に伴う対応として、非常電源の機能確保やエレベーター等の閉じ込め防止等の事前の備え及び停電復旧時に備えた出火防止措置等の対応策を定めておく。

＜参考＞停電発生時の出火防止対策については、資料編・資料7 参照

Ⅵ その他

↓従業員に周知するために掲示、活用する場合

▲第1 消防計画概要

防火管理業務の全体を把握するため、別添え「消防計画概要」を防災センターや事務室等の見やすい場所に掲示し、従業員の周知に活用する。

VI その他

▲第1 消防計画概要

全ての従業員等に消防計画について周知し、火災予防に対する意識向上を図るとともに、火災等が発生した際にすぐに行動ができるように、消防計画の要点をまとめたもの（別添え）を作成し、防災センター等に掲示して、有効に活用するものである。

▲別表 1（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務の一部委託状況表

〇〇年〇〇月〇〇日現在

再受託者の有無		□無 ☒ 一部有 □全部	
防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕		受託者が再委託する場合 再受託者の氏名及び住所等	
氏 名（名 称）	〇〇管理株式会社 代表取締役〇〇〇〇	〇〇警備株式会社 代表取締役〇〇〇〇	
住 所（所 在 地）	千代田区日比谷公園〇丁目〇番地〇〇号	新宿区新宿〇丁目〇番地〇号	
担当事務所（電話番号）	銀座営業所（03-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）	東部地区営業所（03-0000-0000）	
所 在 地	中央区銀座〇丁目〇〇番地〇〇号	港区新橋〇丁目〇番地〇号	
電 話 番 号	03-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇	03-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇	
〔教育担当者氏名〕	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	
〔講習等種別・番号〕	自衛消防業務講習 修了番号〇〇〇〇	自衛消防業務講習 修了番号〇〇〇〇	
〔教 育 計 画〕	〇月と〇月に実施する。	〇月と〇月に実施する。	
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法については下記のとおり		再受託者の防火・防災管理業務の範囲・方法については下記のとおり	
常駐方式	範 囲	☒ 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）	☒ 同左
		☒ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	☒ 同左
		☒ 消防・防災設備等の監視・操作業務	☒ 同左
		☒ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	☒ 同左
	方 法	□ 火災 □ 地震 □ その他（ ）	□ 同左 □ 同左 □ 同左
		□ 初期消火 □ 避難誘導 □ 救出・応急救護	□ 同左 □ 同左 □ 同左
		□ 通報連絡 □ その他（ ）	□ 同左 □ 同左 □ 同左
		□ 自衛消防訓練指導 □ その他（ ）	□ 同左 □ その他（ ）
	方 法	常 駐 場 所	1 階防災センター
		常 駐 人 員	営業時間内 15 名、時間外 5 名
委託する防火対象物の区域		全域	
委 託 す る 時 間 帯		24 時間体制	
巡回方式	範 囲	□ 出火防止業務（火気使用箇所の点検など）	□ 同左
		□ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	□ 同左
		□ 消防・防災設備等の監視・操作業務	□ 同左
		□ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	□ 同左
	方 法	□ 火災 □ 地震 □ その他（ ）	□ 同左 □ 同左 □ 同左
		□ 初期消火 □ 避難誘導 □ 救出・応急救護	□ 同左 □ 同左 □ 同左
		□ 通報連絡 □ その他（ ）	□ 同左 □ 同左
		□ 自衛消防訓練指導 □ その他（ ）	□ 同左 □ その他（ ）
	方 法	巡 回 回 数	
		巡 回 人 員	
委託する防火対象物の区域			
委 託 す る 時 間 帯			
遠隔移報方式	範 囲	□ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	□ 同左
		□ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	□ 同左
		□ 火災 □ 地震 □ その他（ ）	□ 同左 □ 同左 □ 同左
		□ 初期消火 □ 避難誘導 □ 救出・応急救護	□ 同左 □ 同左 □ 同左
		□ 通報連絡 □ その他（ ）	□ 同左 □ 同左 □ 同左
	方 法	□ その他（ ）	□ その他（ ）
		現場確認要員の待機場所	
		到 着 所 要 時 間	
委託する防火対象物の区域			
委 託 す る 時 間 帯			

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

▲別表２（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

作 成 す る 内 容		チェック欄
1	名称・所在	○
2	委託業務範囲等	
	(1) 範囲（全部、階数、一部等）	○
	(2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等）	○
	(3) 契約期間	○
	(4) 受託者に防火管理上の権限を付与すること。	○
3	受託者の厳守事項	
	(1) 契約内容を遵守すること。	○
	(2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火・防災管理者の指揮、命令に従うこと。	○
	(3) 消防計画に基づき業務を行うこと。	○
	(4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。	○
	(5) 勤務日報の記録及び報告をすること。	○
4	勤務体制等	
	(1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報等）	○
	(2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等）	○
	(3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間	○
	(4) 休日、夜間の体制	○
	(5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置	○
	(6) 資格保有者数（自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等）	○
5	受託会社の行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制	
	(1) 教育担当者の配置	○
	(2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等）	○
6	出火防止業務	
	(1) 火気使用箇所の点検等監視業務	
	ア 喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置	○
	イ 火気設備・器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認	○
	ウ 吸殻処理状況の確認	○
	(2) 周囲の可燃物の管理等	
	ア 放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理）	○
	イ リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠	○
7	避難又は防火・防災上必要な構造及び設備等の維持管理	
	(1) 避難施設（避難口、廊下、階段及び通路）における避難障害の有無	○
	(2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況	○
	(3) 消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認	○
	(4) その他防災設備等の異常・故障表示の対応（防災設備不動作表示を含む。）	○
	(5) 建物構造等の破損又は危険箇所の有無	○
8	火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	
	(1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置	○
	(2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見）	○
	(3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集）	○
	(4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報）	○
	(5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止）	○
	(6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用）	○
	(7) 空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作）	○
	(8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作）	○
	(9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、□その他の災害等（ ））	○
	(10) 警戒宣言が発せられた場合の措置	○
9	自衛消防訓練の実施	
	(1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施	○
	(2) 自衛消防訓練指導者	○
10	その他	
	(1) 定期的な建物内外の巡回	○
	(2) その他防火管理上必要な事項	○
11	再委託をする場合の契約内容等の確認	○

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表 3

予防管理組織編成表

管理権原者		代表取締役社長 ○○ ○○					
防火・防災管理者		総務部長 □□ □□ （防火管理技能者：△△ △△）					
日常の火災予防を図る組織							
防火担当責任者		火元責任者		防火担当責任者		火元責任者	
1階	A課A課長	A室	A課（役職名）	4階	P課P課長	P室	P課（役職名）
		B室	B課（役職名）			Q室	Q課（役職名）
		C室	C課（役職名）			R室	R課（役職名）
		D室	D課（役職名）			S室	S課（役職名）
		E室	E課（役職名）			T室	T課（役職名）
2階	F課F課長	F室	F課（役職名）	5階	U課U課長	U室	U課（役職名）
		G室	G課（役職名）			V室	V課（役職名）
		H室	H課（役職名）			W室	W課（役職名）
		I室	I課（役職名）			X室	X課（役職名）
		J室	J課（役職名）			Z室	Z課（役職名）
3階	K課K課長	K室	K課（役職名）				
		L室	L課（役職名）				
		M室	M課（役職名）				
		N室	N課（役職名）				
		O室	O課（役職名）				
定期に実施する点検・検査組織							
業務種別	実施区分	点検検査員	業務種別	実施区分	点検検査員		
自主検査	建物（構造等）関係	施設課 ○○ ○○	法定点検	消防用設備等関係	㈱○○防災設備		
自主検査	建物（構造等）関係	施設課 △△ △△	法定点検	防火対象物定期点検関係	㈱○○防災設備		
自主検査	防火・避難施設関係	施設課 ○○ ○○	法定点検	防災管理定期点検関係	㈱○○防災設備		
自主検査	電気設備関係	電気主任技術者 施設課 □□ □□					
自主検査	火気設備・器具	各火元責任者					
自主検査	危険物施設関係	危険物取扱者 施設課 △△ △△					
自主点検	消火器	第1種消防設備点検 資格者 ○○ □□ 又は 施設課 ○○ ○○					
自主点検	屋内消火栓						
自主点検	スプリンクラー設備						
自主点検	泡消火設備						
自主点検	連結送水管						
自主点検	自動火災報知設備	第2種消防設備点検 資格者 ○○ △△ 又は 施設課 ○○ ○○					
自主点検	放送設備						
自主点検	避難器具						
自主点検	誘導灯						

別表 4 - 1

自主検査チェック表「火気関係」

〇〇月

実施責任者		火元責任者 〇〇 〇〇			担当区域		〇階△△課□□室	
日	曜日	実 施 項 目						
		火気・電気・ガス器具関係			喫煙関係	放火防止関係		その他
		ガス器具の ホース劣化・ 損傷	電気器具の 配線劣化・損 傷	火気設備・ 器具の設置・ 使用状況	吸殻の処理	倉庫等の施錠 管理	その他（共用 部分の可燃 物の有無等）	終業時の火気 の確認
1	月	○	○	○	○	○	○	○
2	火	○	○	○	○	○	○	○
3	水	○	○	○	○	○	○	○
4	木	○	○	×	○	○	○	○
5								
6		※届出するものには○×等のチェックは不要（実施項目は記入）						
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。							防火・防災	
(凡例) ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修							管理者確認	

別表 4－2

自主検査チェック表「閉鎖障害等」

実施責任者		火元責任者〇〇 〇〇		担当範囲		〇〇階			
実 施 日 時		4 / 1 10 時		4 / 1 16 時		4 / 2 10 時		4 / 2 16 時	
実 施 項 目		確 認 箇 所		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	避難口	南側出入口		○		○		○	
		東側出入口		○		○		○	
	廊下	北側廊下		○		○		○	
		事務所内通路		○		○		○	
	階段	A 階段		×	段ボール箱	○		×	ショーケース他
		B 階段		○		○		○	
閉鎖障害	防火戸、 防火シャッター	A 階段防火戸		○		○		○	
		B 階段防火戸		○		○		○	
		事務所内		○		○		○	
		防火シャッター		○		○		○	
操作障害等	屋内消火栓	A 階段脇消火栓前		○		○		○	
		B 階段脇消火栓前		○		○		○	
	自火報	受信機電源スイッチ		○		×	断	○	
備 考		段ボール箱を除去、防火管理者へ報告		スイッチ復旧、防火管理者へ報告		ショーケース他を除去、防火管理者へ報告		段ボール箱を除去、防火管理者へ報告	
実施責任者				担当範囲					
実 施 日 時									
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害									
		※届出するものには○×等のチェックは不要（実施項目等は記入）							
閉鎖障害									
操作障害等									
備 考									
(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。						防火・防災			
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修						管理者確認			

別表 5

自主検査チェック表「定期」

実施項目及び確認箇所		検査結果
建築物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	○
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	○
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	○
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	○
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。	○
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	○
防火上の構造	(1) 外壁の構造等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	○
	(2) 防火区画等 ① 防火区画等の壁、天井等に破損がないか。	○
	② 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	○
	③ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	○
	④ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	○
	⑤ 防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。	○
	⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	○
避難施設等	(1) 廊下・避難通路 ① 有効幅員が確保されているか。	○
	② 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。	○
	③ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じていないか。	
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	○
	② 階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が2㎡以下のもの、防災性能を有するものを除く。）	○
	③ 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。	×
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○
	(3) 避難口・主たる通路に設ける戸 ① 次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能） ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口 イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口 ウ 非常の際避難専用とするために設けた出入口	○
	② ①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。	○
	③ ①の戸の開閉に支障となる障害物がないか。	○
火気設備・器具	(4) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	○
	(1) 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等 ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。	○
	② ガス配管等は、亀裂、劣化、損傷していないか。	○
	③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。	○
	④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	×
	⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。	○
	(2) 暖房器具（ガストーブ、石油ストーブ等） ① 自動停止装置は、適正に機能するか。	○

		② 火気周囲は、整理整頓されているか。		○	
電気設備・器具	(1)	変電設備		○	
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。		○	
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。		○	
		③ 変電設備に異音、過熱はないか。		○	
	(2)	電気器具		○	
		① タコ足の接続を行っていないか。		○	
		② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		○	
危険物施設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所		○	
		① 標識は掲げられているか。		○	
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。		○	
		③ 換気設備は適正に機能しているか。		○	
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。		○	
		⑤ 整理清掃状況は適正か。		○	
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。		○	
		⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。		○	
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所			
		① 標識は掲げられているか。			
② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。					
		③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
備考	○○設備の特例適用について、申請時の内容に変更が生じていないか。			○	
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火・防災管理者確認
構造関係 ○○ ○○ 防火・防災関係 ○○ ○○ 避難関係 ○○ ○ 火気設備・器具 ○○ ○○ 電気設備・器具 ○○ ○○ 危険物施設 ○○ ○○		○○年○○月○○日			

（備考） 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

（検査結果の凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

※届出するものには○×等のチェックは不要

別表 6

自主点検チェック表「消防用設備等」

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (○年○月○日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	○
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	○
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	○
	(4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。	○
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○
屋 内 消 火 栓 設 備 泡 消 火 設 備 (移動式) (○年○月○日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	○
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	○
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	○
	(4) 表示灯は点灯しているか。	○
スプリンクラー設備 (○年○月○日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	○
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	○
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	○
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○
水 噴 霧 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡 消 火 設 備 (固定式) (○年○月○日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	○
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	○
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋 外 消 火 栓 設 備 (○年○月○日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	○
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	○
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	○
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (○年○月○日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	○
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	○
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	○
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏 電 火 災 警 報 器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機的外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放送設備 (○年○月○日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	○
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	○
避難器具 (○年○月○日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	×
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	○
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	○
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	○
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○
誘導灯 (○年○月○日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	○
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	×
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	○
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (○年○月○日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	○
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	○
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	○
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	○
	(5) 表示灯は点灯しているか。	○
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備考	○○設備の特例適用について、申請時の内容に変更が生じていないか。	○
検査実施者氏名		防火・防災管理者確認
○○ ○○		

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。
実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(点検結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

※届出するものには○×等のチェック不要

別表 7 A —①

事業所自衛消防隊の編成と任務（編成表）

事業所自衛消防隊編成表 1 （営業時間帯

〇時〇〇分～〇〇時〇〇分）

<事業所本部隊>

事業所自衛消防隊長
(防火・防災管理者)

隊長の代行者兼副隊長
代行者 1 (△△部長)
代行者 2 (〇〇課長)

管 理 権 原 者

通報連絡 (情報) 班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

初期消火班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

避難誘導班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

応急救護班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

安全防護班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

<事業所地区隊>

〇〇〇〇地区隊

地区隊長 〇〇課長

通報連絡 (情報) 班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

初期消火班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

避難誘導班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

応急救護班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

安全防護班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

△△△△地区隊

地区隊長 〇〇課長

通報連絡 (情報) 班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

初期消火班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

避難誘導班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

応急救護班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

安全防護班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

▽▽▽▽地区隊

地区隊長 〇〇課長

通報連絡 (情報) 班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

初期消火班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

避難誘導班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

応急救護班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

安全防護班 (X名)
班長 〇〇〇係長 他
班員 〇〇〇係 他

別表 7 A - ②

事業所自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）

配 置 等	職 名 ・ 氏 名	保 有 資 格	特 記 事 項
管 理 権 原 者	代表取締役社長 ○○○○		
事業所自衛消防隊			
事業所自衛消防隊長 (第 1 順位)	○○部長 ○○○○	甲種防火管理講習修了 (令和○年○月○日再講習修了)	防火・防災管理者
事業所自衛消防隊長の代行者 (第 2 順位)	△△課長 ○○○○	甲種防火管理講習修了 (令和○年○月○日再講習修了)	代行可能時間帯 ○○:○○~○○:○○
	○○課長 ○○○○	自衛消防技術認定者 (資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付)	代行可能時間帯 ○○:○○~○○:○○
自衛消防技術認定者	○○課○○係 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	
	○○課○○係 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	本部中核要員
○○○○地区 隊			
自衛消防技術認定者	○○課○○係長 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	地区中核要員
	○○課○○係 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	
△△△△地区 隊			
自衛消防技術認定者	○○課○○係長 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	地区中核要員
	○○課○○係 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	
▽▽▽▽地区 隊			
自衛消防技術認定者	○○課長 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	地区中核要員
	○○課○○係長 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	
	○○課○○係 ○○○○	資格番号 00000000000 令和○年○月○日交付	

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

★全体についての消防計画に定める自衛消防活動中核要員の割当

地区中核要員の割当人数	本部中核要員の割当人数
X名	X名

- ※ 1 本表を新規に作成した場合は変更した場合は、防火対象物自衛消防隊長に本表の写しを提出すること。
- ※ 2 [自衛消防技術認定者]: 自衛消防技術認定証の交付を受けている者 [自衛消防業務講習修了者]: 自衛消防業務講習の課程を修了した者
- ※ 3 特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火・防災管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。

別表 7 A - ③

事業所自衛消防隊の編成と任務（任務表）

1 事業所本部隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 防火対象物本部隊への通報連絡 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 4 災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集 5 逃げ遅れた者・負傷者等の情報収集 6 防火対象物本部隊への情報提供 7 防火対象物本部隊との連絡調整、命令伝達等	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、事業所自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐		初期消火班は、点検措置担当として編成する。
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れた者の救出		上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。
安全防護班	火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。

2 事業所地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	事業所本部隊への通報連絡及び隣接各事業所地区隊への連絡	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班	救出及び負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

1 編成表

(1) の部分は、当該事業所に即した内容とすること。

(2) 時間帯欄については、当該事業所の営業時間帯又は就業時間帯を記入すること。

(3) 事業所自衛消防隊長の代行者を定める場合は、代行できる時間帯に間隙がないよう定めること。

(4) 時間帯により構成員の数が変動する場合は、就業人員数が最大となる時間帯を基準とした編成を行うこと。

また、人員が減少した場合でも、残った人員により、各班の活動が行える体制を考慮した編成を行うこと。

(5) 従業員が交替し、又は大幅に減少するなど組織及び構成員の体制が異なることにより、前(4)による対応が困難な場合は、別の編成を作成すること。この場合、「事業所自衛消防隊編成表 1」、「事業所自衛消防隊編成表 2」等の方法により、編成表名を変えること。

また、それぞれの編成を適用する時間帯を時間帯欄に、「適用時間帯」として記入すること。

(6) 事業所本部隊の各班、事業所地区隊長、事業所地区隊の各班については、構成人数及び班長、班員の役職名等を記入すること。

2 資格管理表

(1) 管理権原者、事業所自衛消防隊長、当該隊長の代行者の役職名等、氏名及び保有資格を例示にならって記入すること。

また、特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火・防災管理者の場合はその旨と代行者の代行可能時間帯を記入すること。

なお、当該事業所が条例第 50 条の 3 の地下駅舎に該当する場合は、当該地下駅舎に必要な事業所自衛消防隊長の代行者の役職名等、氏名を全て記入し、事業所自衛消防隊長及び当該隊長の代行者の保有する自衛消防技術認定証の資格番号及び認定証交付日を記入すること。

(2) 当該防火対象物が条例第 55 条の 5 に該当する場合は、自衛消防技術認定証保有者の役職名等、氏名、資格番号及び認定証交付年月日を例示にならって記入すること。

また、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区中核要員に指定されたものは、特記事項欄に地区中核要員の旨を記入すること。

なお、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の本部中核要員に指定されたものについては、「本部中核要員の割当」に役職名等、氏名、資格番号及び認定証交付年月日を例示にならって記入すること。

(3) 「全体についての消防計画に定める自衛消防活動中核要員の割当」には、全体についての消防計画に定める各事業所への自衛消防活動中核要員の割当人数を記入すること。

(4) 本表を新規に作成した場合は、当該防火対象物の防火対象物自衛消防隊長へその写しを提出すること。

また、本表を変更した場合は、変更の都度本表を修正し、当該防火対象物の防火対象物自衛消防隊長へその変更内容連絡すること。

3 任務表

高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターの活用）を運用する場合、災害発生時の任務として、事業所本部隊及び事業所地区隊のいずれかの班に「歩行困難者等の避難誘導及び振分け」の任務を、避難誘導用エレベーターを運用する場合には事業所本部隊のいずれかの班に「避難誘導用エレベーターの操作・運行」の任務を付与し、記入すること。

別表 7 B—③

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（任務表）

1 防火対象物本部隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 4 災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集 5 逃げ遅れた者・負傷者等の情報収集 6 防火対象物地区隊への情報収集 7 防火対象物地区隊との連絡調整、指示命令 8 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、防火対象物自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れた者の救出	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。

2 防火対象物地区隊の任務

班		災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
初 期 消 火 班	通報連絡（情報）班	防火対象物本部隊への通報連絡及び隣接する他の防火対象物地区隊への連絡	通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
	初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
	避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
	応急救護班	救出及び負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。
	安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

防火対象物自衛消防隊の編成表・資格管理表・任務表作成上の留意事項（別表7B-①～③）

1 編成表

- (1) _____の部分は、当該事業所に即した内容とすること。
- (2) 時間帯欄については、当該事業所の営業時間帯又は就業時間帯を記入すること。
- (3) 当該防火対象物が法第8条の2の5等に該当する場合は該に○を、該当しない場合は否に○を記入すること。
- (4) 当該防火対象物が条例第55条の5に該当する場合は、自衛消防活動中核要員（条例第11条の5）の必要算定人員欄に、条例第11条の5に基づき算定した人数を記入すること。
また、地区中核要員担当区域名とその担当区域を構成する地区隊の関係を明らかにするとともに、本部中核要員及び地区中核要員担当区域ごとの地区中核要員の必要人数を記入すること。
- (5) 防火対象物自衛消防隊長の代行者を定める場合は、代行できる時間帯に間隙がないよう定めること。
また、防火管理技能者は、代行者兼副隊長（技術的補助者）とすることが望ましい。
- (6) 防火対象物本部隊の各班、防火対象物地区隊長、防火対象物地区隊の各班については、構成人数及び班長、班員の役職名等を記入すること。
- (7) 時間帯により構成員の数が変動する場合は、就業人員数が最大となる時間帯を基準とした編成を行うこと。
また、人員が減少した場合でも、残った人員により、各班の活動が行える体制を考慮した編成を行うこと。
- (8) 従業員が交替し、又は大幅に減少するなど組織及び構成員の体制が異なることにより、前(7)による対応が困難な場合は、別の編成を作成すること。この場合、「防火対象物自衛消防隊編成表1」、「防火対象物自衛消防隊編成表2」等の方法により、編成表名を変えること。
また、それぞれの編成を適用する時間帯を時間帯欄に、「適用時間帯」として記入すること。
- (9) 営業又は就業していない時間帯の防火対象物自衛消防隊は、別に編成しておくこと。
- (10) 自衛消防活動中核要員の配置が義務となる防火対象物の防災センター要員は、自衛消防活動中核要員となるものとする。

2 資格管理表

- (1) 管理権原者、防火対象物自衛消防隊長、当該隊長の代行者の役職名等、氏名及び保有資格を例示にならって記入すること。
また、特記事項欄には、防火対象物自衛消防隊長が防火管理者の場合はその旨と代行者の代行可能時間帯を記入すること。
なお、当該防火対象物が条例第50条の3の地下駅舎に該当する場合は、当該地下駅舎に必要な防火対象物自衛消防隊長の代行者の役職名等、氏名を全て記入し、防火対象物自衛消防隊長及び当該隊長の代行者の保有する自衛消防技術認定証等の資格番号及び認定証交付日等を記入すること。
- (2) 当該防火対象物が法第8条の2の5に該当する場合は、自衛消防業務講習修了等の資格者の保有資格、役職名等、氏名、資格番号及び修了年月日を例示にならって記入し、特記事項欄に本部中核要員又は地区中核要員の指定状況及び一部委託先従業員の場合の派遣元事業所名を記入すること。
- (3) 当該防火対象物が条例第55条の5に該当する場合は、自衛消防活動中核要員（条例第11条の5）の必要算定人員欄に条例第11条の5に基づき算定した人数を記入し、本部中核要員及び地区中核要員担当区域ごとの地区中核要員の必要人数を記入すること。
また、自衛消防技術認定証保有者の役職名等、氏名、資格番号及び認定証交付年月日を例示にならって記入し、特記事項欄に本部中核要員又は地区中核要員の指定状況及び一部委託先従業員の場合の派遣元事業所名を記入すること。
- (4) 当該防火対象物が条例第55条の5に該当する場合は、防災センター要員講習修了者の氏名、修了証番号、最新の講習修了年月日を記入すること。
- (5) 本表を変更した場合は、変更の都度本表を修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容について、資料を提出すること。

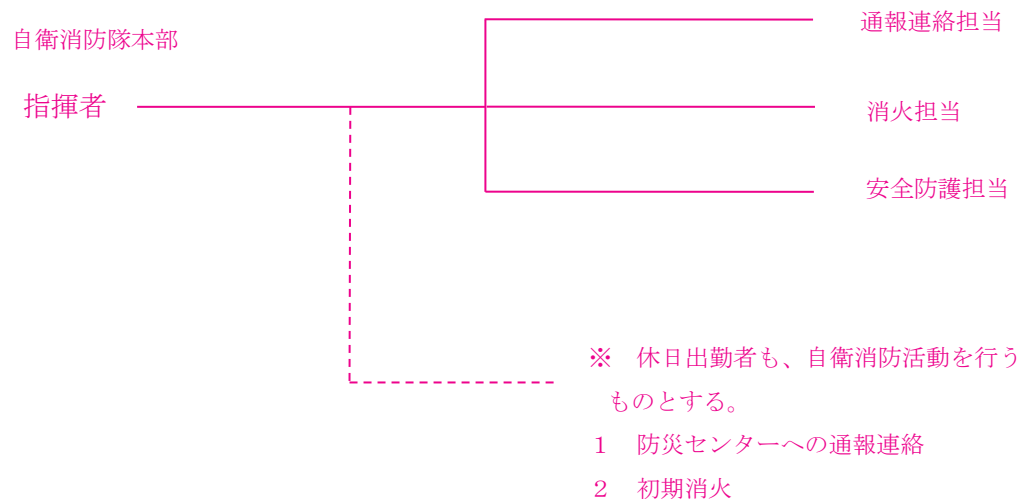
3 任務表

高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する場合、災害発生時の任務として、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊のいずれかの班に「歩行困難者等の避難誘導及び振分け」の任務、避難誘導用エレベーターを運用する場合には防火対象物本部隊のいずれかの班に「避難誘導用エレベーターの操作・運行」の任務を付与し、記入すること。

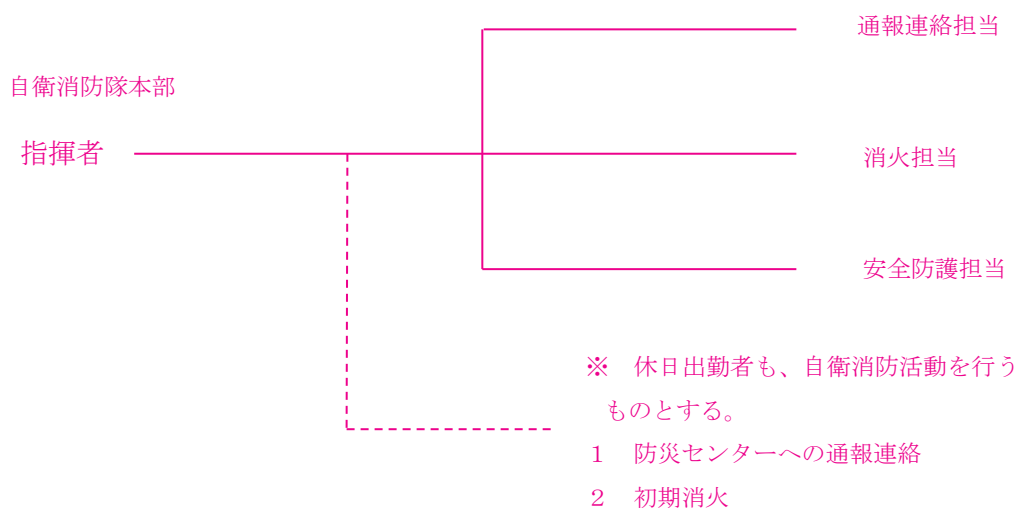
▲別表 8（営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合）

営業時間外等の自衛消防隊の組織編成表及び活動要領

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



3 活動要領

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火・防災管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
- (3) 活動に際しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。
- (4) 休日、夜間などの営業時間外等の無人時に事業所火災直接通報又は代理通報を行う場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等が現場に駆け付ける体制を確保する。

(緊急連絡先) 防火・防災管理者 ○○○○ 090-xxxx-xxxx

▲別表 8 「営業時間外等の事業所自衛消防隊の組織編成表及び活動要領」の留意事項

当該事項は、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、原則として全体についての消防計画に定めておく必要がある。

1 防火対象物の休日、夜間などの営業又は就業をしていない時間帯における活動体制について定めたものであり、自衛消防活動に必要最小限の行動を定め、初動措置の万全を期そうとするものである。

2 活動要領

(1) 事業所火災直接通報

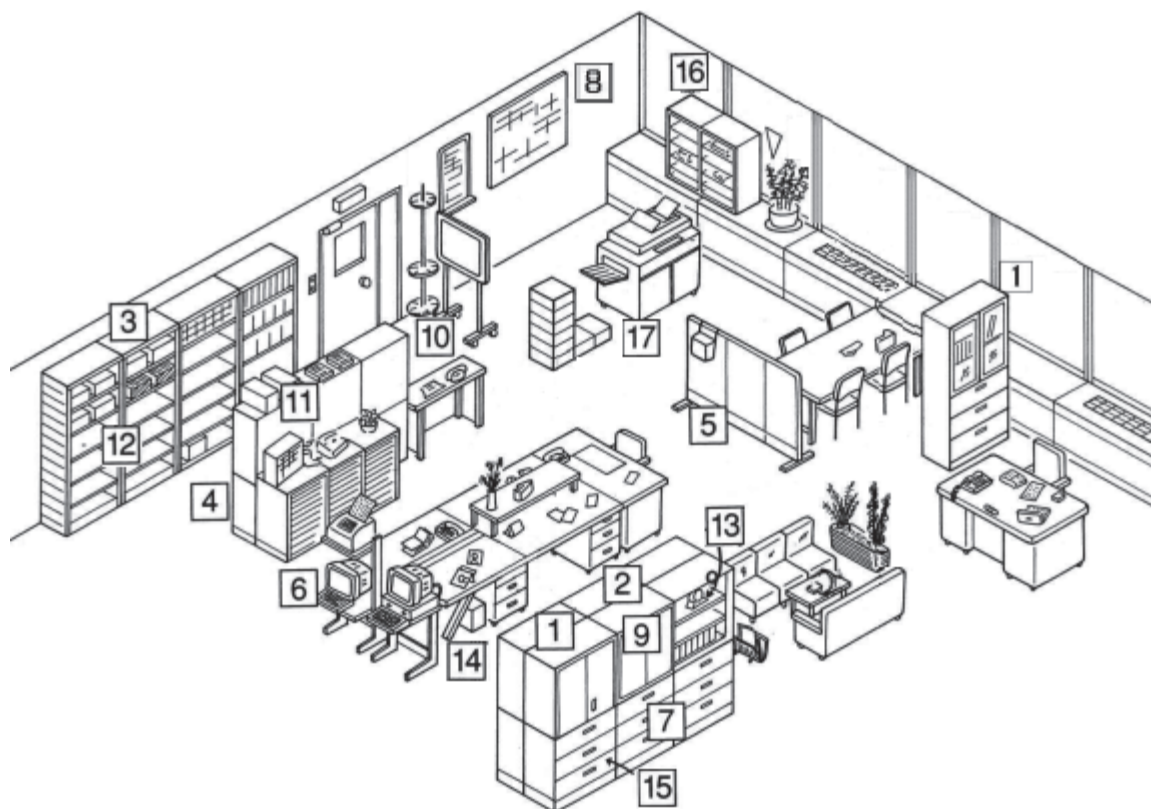
事業所火災直接通報とは、建物に設置してある自動火災報知設備が作動したときに、自動的に 119 番通報されるとともに、関係者にも送信され、建物関係者が駆け付けるものである。

(2) 代理通報

代理通報とは、建物に設置してある自動火災報知設備が作動したときに、自動的に契約している警備会社等の基地局に信号を送り、警備会社等が現場を確認する前に 119 番通報をするものである。

別表 9

家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表



※届出するものには○×等のチェックは不要

実施日	検査実施者	点検結果
項 目		点検結果
1	背の高い家具を単独で置いていない	○
2	安定の悪い家具は背合わせに連結している	○
3	壁面収納は壁・床に固定している	○
4	二段重ね家具は上下連結している	○
5	ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している	○
6	OA機器は落下防止してある	○
7	引出し、扉の開き防止対策をしている	○
8	時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している	○
9	ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	○
10	避難路に倒れやすいものはない	○
11	家具、じゅう器等の天板上には物を置いていない	○
12	収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	○
13	危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	○
14	デスクの下に物を置いていない	×
15	引出し、扉は必ず閉めている	○
16	ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	○
17	コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている	○
(備考) 不備・欠陥がある場合には、防火・防災管理者に報告する。 実施しない項目は斜線とする。 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修		防火・防災 管理者確認

別表 10

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		30人/3日分の備蓄量
3階 倉庫A	食料品	アルファ化米(3食分)	270食
		乾パン(1缶)	90缶
		缶詰(3缶)	270缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	270リットル
	救急医療薬品類	消毒液	1本(500ml)
		ばんそうこう	1箱(50枚入)
		風邪薬	1箱(10袋入)
	要配慮者用	簡易ベッド	1床
		簡易間仕切り壁	パーティション4枚
		乳幼児用食品	10食
		粉ミルク	1缶
		哺乳器	1個
		車いす	1台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	30枚
		簡易トイレ	3基
		敷物・ブルーシート等	5枚
		携帯ラジオ	3個
		懐中電灯	3個
		乾電池(単1から単4)	各20本
		使い捨てカイロ(3個)	270個
		ウェットティッシュ	10本
		非常用発電機	1台
		工具類	1セット
		ヘルメット	30個
		軍手	30双
		地図(1都3県)	各2枚
		拡声器	1台
備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		30人/3日分の備蓄量
地下1階 倉庫B	食料品	アルファ化米(3食分)	270食
		乾パン(1缶)	90缶
		缶詰(3缶)	270缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	270リットル
	救急医療薬品類	消毒液	1本(500ml)
		ばんそうこう	1箱(50枚入)
		風邪薬	1箱(10袋入)
	要配慮者用	簡易ベッド	1床
		簡易間仕切り壁	パーティション4枚
		乳幼児用食品	10食
		粉ミルク	1缶
		哺乳器	1個
		車いす	1台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	30枚
		簡易トイレ	3基
		敷物・ブルーシート等	5枚
		携帯ラジオ	3個
		懐中電灯	3個
		乾電池(単1から単4)	各20本
		使い捨てカイロ(3個)	270個
		ウェットティッシュ	10本
		非常用発電機	1台
		工具類	1セット
		ヘルメット	30個
		軍手	30双
		地図(1都3県)	各2枚
		拡声器	1台

別表 1 2

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、又は陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者又は消防機関に 連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（あふれている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

別記 1

火災時の自衛消防活動要領

(通報連絡、情報収集)

【共通】

- 1 火災の発見者は、消防機関（119 番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。
- 2 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶ等周囲に火災の発生を知らせると同時に、防災センターに火災の場所、状況等を速報する。
- 3 すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関（119 番）へ通報する。
- 4 管理権原者、防火・防災管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火・防災管理者へ連絡する。

【本部隊】

- 5 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。
 - (1) 本部隊員として活動拠点における任務
 - (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時の速やかな119 番通報
 - (3) 火災確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送
 - (4) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡
 - (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の伝達

【地区隊】

- 6 地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。
 - (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
 - (2) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (3) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認
 - (4) 区画形成状況の確認
 - (5) 危険物等の有無の確認
 - (6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達
 - (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

【共通】

- 1 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
- 2 初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。

【本部隊】

- 3 本部隊の初期消火班員は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

【地区隊】

- 4 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。
なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動する。

(避難誘導)

【共通】

- 1 本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその直上階の者を優先して避難誘導に当たる。
- 2 避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- 3 エレベーターによる避難は原則として行わない。
- 4 屋上への避難は原則として行わない。
- 5 避難誘導班員の配置は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。
また、忘れ物等のため再び入る者のないように万全を期する。
- 6 避難誘導は、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- 7 負傷者及び逃げ遅れた者等の情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
- 8 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、自衛消防隊の本部に報告する。

(安全防護措置)

【共通】

安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

また、スプリンクラー設備作動後の制御弁の閉鎖等の水損防止作業や、その他施設に対する必要な措置を行う。

(応急救護)

【共通】

- 1 本部隊は、必要に応じ 防災センター に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動を行う。
- 2 地区隊の応急救護班は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置する。ただし、本部隊の応急救護班が救護所を設けた場合は、本救護所を活用し、本部隊と連携して必要な活動を行う。
- 3 応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。
- 4 負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録する。
- 5 逃げ遅れた者の情報を得た場合、現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- 6 負傷者の発生がなく、救護所設置の必要もない場合には、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。

(その他)

↓自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合

▲【本部隊】

- 1 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、1名以上の防災センター要員等（本部隊の通報連絡班）を防災センター等に残し、他の者（本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班等）は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

- 2 現場へ急行した防災センター要員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。
- 3 防災センター等に残った防災センター要員等（本部隊の通報連絡班）は、現場から火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119 番）へ通報する。また、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切替え必要な事項を放送する。
- 4 在館者（劇場等の観客、百貨店の顧客等）の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。

↓ 自動火災報知設備等と連動した通報（事業所火災直接通報を含む。）を行っている場合

▲ 【本部隊】

- 1 自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、通報連絡班は消防機関からの着信信号を確認する。
- 2 誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止する。ただし、通報の中止が間に合わなかった場合は、電話からの 119 番により誤作動であることを消防機関へ連絡する。

(通報連絡、情報収集)

ア 火災発見者の通報

- (ア) 消防機関に通報する義務は、法第 24 条により、火災を発見した勤務者や付近にいる者等に義務付けられている。
- (イ) 通報、連絡は迅速、かつ、状況に応じた内容を消防機関とともに指定場所（防災センター等）に通報するようにし、その後の消火、避難活動等が早く行われるようにする。
- (ウ) 本部隊の通報連絡（情報）班は、初動措置後も災害等状況の報告、連絡を受け、適切な自衛消防活動ができるように努める必要がある。

イ 本部隊の通報連絡（情報）班の任務を定める。

- (ア) 活動拠点における任務にあたることについて定める。
- (イ) 119 番通報について定める。
- (ウ) 避難階への避難誘導放送について定める。
- (エ) 関係者への連絡について定める。特に病院、社会福祉施設等で近隣事業所等との応援協定を締結している施設にあっては、火災発生との連絡を行うよう定める。
- (オ) 避難階以外の階への火災発生等の伝達について定める。

ウ 地区隊の通報連絡（情報）班の任務を定める。

- (ア) 火災状況の確認について定める。
- (イ) 活動状況の確認について定める。
- (ウ) 逃げ遅れた者、負傷者の状況の確認について定める。
- (エ) 区画形成状況の確認について定める。
- (オ) 危険物等の状況の確認について定める。
- (カ) 自衛消防隊長等への情報伝達について定める。
- (キ) 情報収集内容の記録について定める。

エ 管理権原者は、報道機関からの問い合わせ等に対して、企業としての統一的な対応ができるように、マスコミ対応担当を定めて、窓口の一本化を図ることが望ましい。

(消火活動)

ア 本部隊員は主力となって消火活動を行い、地区隊員は初動措置を主眼に消火活動を行う等、本部隊と地区隊の関係を定める。

イ 火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器具（消火器、消火バケツ等）や屋内消火栓設備などにより消火活動を行う。

ウ 使用する消火器具は、火元の近くにできるだけ多く集め、連続して集中的に使用すると効果的である。

(避難誘導)

ア 本部隊の避難誘導班の任務について定める。

- (ア) 訓練されていない不特定多数の群集は、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されることが多く、自衛消防隊員が行う初期の指示、行動は避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割をもっている。
- (イ) エレベーターが設置されている防火対象物では、エレベーターによる避難は、電源の遮断等により停止する危険性があるので、火災時には使用しないようにする。
- (ウ) 避難誘導班員の配置について定める。

(エ) 避難誘導にあたっての誘導方法等について定める。

また、避難救出班を編成する防火対象物においては、一次安全区画（ベランダ、バルコニー、隣接部屋等）への避難等の自力避難困難者の救出方法について定める。

(オ) 負傷者及び逃げ遅れた者等の把握と全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の本部への報告について定める。

イ 地区隊の避難誘導班の任務について定める。

▲ウ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する場合は、一時避難エリア及び避難誘導用エレベーターを活用した歩行困難者等の救出要領について定める。（資料編・資料 12 参照）

（安全防護措置）

火災のときは、防火戸や防火シャッターの閉鎖、排煙設備の運転、空調設備の停止、危険物品等の移動又は除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保、水損防止等の活動があるので、必要に応じて記入する。

（応急救護）

ア 救護所は、その火災の状況に応じた臨機応変な位置とし、必ずしも場所を定めておく必要はない。

イ 応急救護班が行う応急手当その他必要な活動内容について定める。

▲ウ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策のうち避難誘導用エレベーターを運用する場合で、避難誘導用エレベーターの操作専従員に指定されたときは、避難誘導用エレベーターにより現場へ急行し、歩行困難者等を救出するものとする。

▲（自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合）

ア 防災センター等の防災センター要員等は、火災を覚知したとき、必要な資器材を携行することを定める。

イ 現場から連絡を受けた防災センター等の防災センター要員等は、消防機関へ通報する。

また、現場へ急行した防災センター要員等は、自動火災報知設備の発信機等により防災センター等へ連絡する。

ウ 放送設備により、一次的に出火階、直上階に対し連絡する。

なお、地階部分が火災の場合は、地階全部と避難階に対し放送を行う。

エ 多数の客等で混雑する防火対象物内において、一斉に火災の放送をすることによって混乱が予想される場合には、自衛消防隊員又は従業員のみに分かる暗号放送により放送する。

（注） 当該事項は、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、原則として全体についての消防計画に定めておくものとする。

▲（自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合）

建物に設置してある自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合、自動火災報知設備が作動すると、火災通報装置から自動的に合成音声により所在、名称などが 119 番通報される。

（注） 当該事項は、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、原則として全体についての消防計画に定めておくものとする。

別記 2

震災時の自衛消防活動要領

(消防機関への通報)

- 1 消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊本部隊が行う。ただし、火災が発生した場合又は防火対象物自衛消防隊へ連絡がとれない場合など、緊急を要する場合は、事業所自衛消防隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を防火対象物自衛消防隊本部に通報する。
- 2 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。

(初期救助、初期救護)

地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。

- (1) 応急救護班は負傷者が発生した場合に応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、救出可能な場合は、周囲の者と協力して救出する。
- (3) 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人を救出する場合は、状況を自衛消防隊長等に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行う。
- (4) 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施する。
- (5) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備える。
- (6) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- (7) チェーンソー等危険が伴う救出自資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当する。
- (8) 救出した人に、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示する。

(エレベーターの閉じ込めの対応等)

- 1 自衛消防隊長は、エレベーターの閉じ込めの有無の確認等、次の活動を行う。
 - (1) 速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込められた者の有無を確認する。
 - (2) 閉じ込め者が発生した場合は、速やかに防火対象物自衛消防隊長及びエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
 - (3) 閉じ込められた者に対し、エレベーター管理会社へ連絡した旨、地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。
 - (4) 研修の受講修了者等救出活動を行う技術・資格等を有する者がおり、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、救出活動を行わせる。
 - (5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。
 - (6) 自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。
- 2 従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者は、次の対応を行う。
 - (1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。
 - (2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長等に連絡する。

(避難)

地震時の避難については、従業員等の混乱防止に努めるほか次による。

(1) 建物からの避難

- ア 避難は原則として防火対象物自衛消防隊長の指示又は防災関係機関の避難命令により行う。
- イ 事業所自衛消防隊長は、避難の指示が出るまでは、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で従業員等を待機させる。
- ウ 防火対象物自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。
- エ 営業の継続が困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
- オ 安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。
- カ 事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。

(2) 避難場所等への避難

- ア 従業員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所（ ○○○○ ）及び避難場所（ ○○○○ ）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- イ 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- ウ 避難誘導は拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- エ 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。
- オ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに事業所自衛消防隊長にその旨を報告する。

(一斉帰宅の抑制)

地震に伴う火災や建物の倒壊等のおそれがない場合で、交通機関の運行が停止している場合は、帰宅困難者の発生を抑制するため、次の措置を行う。

- (1) 待機場所の設営
- (2) 非常用物品の準備（食料、飲料水、寝具等）
- (3) 名簿作成等による人員管理
- (4) 災害状況、交通機関の運行状況等の情報提供
- (5) 帰宅可能となった場合の支援資器材の準備（地図等）

(消防機関への通報)

震災時には、消防機関に多数の 119 番通報が殺到することが懸念される。防火対象物自衛消防隊長は、同一の事案について通報が重複しないように注意する必要がある（火災発生など緊急の場合は除く）。

また、震災時には電話回線が使用できなくなることも考えられる。通報ができない場合は、近隣の消防署所へ直接駆け付けて通報を行う。

(初期救助、初期救護)

地震時の救出・救護活動について必要な事項を定める。

ア 火災時と異なり、救急車を要請することが困難になる場合が予想されることから、緊急の場合には、応急救護班が救護所、あるいは医療機関に搬送することを定める。

イ 地震発生時においては、同時に多数のけが人や救助事象が発生し、また、交通障害も予想されることから消防機関においては、個々の事象について平常時のように迅速な対応は困難となる。したがって、救出や救護について軽微なものは自己の事業所に対応する。

ウ 救出・救護活動にあたっては、二次災害の防止について配慮する。

(エレベーターの閉じ込め対策)

ア 地震発生時は、エレベーターが途中階で停止し、中に人が閉じ込められることがあるのでエレベーター閉じ込め発生時の対応について定める。

イ エレベーター内部に急病人、けが人がいる等の緊急の場合を除き、エレベーター管理会社が対応することが原則となる。

ウ エレベーター管理会社は、復旧作業を行うにあたり、都内全域で多数のエレベーターが停止している場合等、復旧に時間を要する場合、各建物で 1 台ずつを優先的に復旧させることがある。

(避難)

ア 現在の過密都市における避難は、何万人何十万人の大群衆の行動であり、平常の個人的な行動とは根本的に違ってくる。したがって、あらかじめ決めてある一時集合場所、避難場所を確認しておき、より安全に避難ができるよう心掛ける。

イ 避難誘導を行う際は、安全防護班は、事前に避難上支障となるものを除去する。

ウ 地震時の避難についても事業所自衛消防隊を中心とした活動を原則とし、混乱防止に努め、組織的に行動する。

エ 店舗等で顧客がいる場合は、必要に応じ、救助等の自衛消防活動と並行して建物外部等の安全な場所に、一時的に避難誘導する。

オ 避難場所等に避難を行う場合、防火対象物全体での避難に努め、テナント等に逃げ遅れた者のないように注意する。

カ 避難後に電気・ガスが再供給された場合、出火等の危険性があるので、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(一斉帰宅の抑制)

ア 帰宅困難者の発生による社会的混乱を避けるため、交通機関が復旧するまでの間は建物内に残留することを原則とする。

イ 残留するために必要な措置（待機場所の設営等）を行う。

ウ 待機場所を設定する際は、高齢者、女性、妊産婦等に配慮した造りとする。

エ 報道、インターネット等による情報収集に努め、放送設備等を活用して、在館者に情報提供する。

別記 3

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領

（避難準備の時間に余裕がない場合） ～自己防火対象物で発生した場合の対応～

- 1 自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。
- 2 大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。
 - (1) 原因不明の多数の死傷者の発生
 - (2) 不自然な場所での爆発災害
 - (3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在が確認された場合
 - (4) 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合

（避難準備の時間に余裕がある場合） ～情報の収集・伝達～

- 1 事業所自衛消防隊長は、大規模テロ等に係る警報等が発令された情報又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した情報を防火対象物自衛消防隊長から得た場合は、従業員に伝達する。
- 2 テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。
- 3 行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるように伝達する。

別記3「大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領」の留意事項

(避難準備の時間に余裕がない場合) ～自己防火対象物で発生した場合の対応～

ア 自己防火対象物において、大規模テロ等と疑わしい事案が発生した場合の対応について定める。

イ 自己防火対象物において、大規模テロ等と疑わしい事案が発生した場合は、消防機関又は警察に通報を行うとともに、速やかに避難する必要がある。屋外にとどまることは危険であり、近隣の堅ろうな建物等に退避する。

(避難準備の時間に余裕がある場合) ～情報の収集・伝達～

ア 大規模テロ等に係る警報等の発令時や近隣地域での大規模テロ等に伴う災害時等、避難準備の時間に余裕がある場合の情報の収集・伝達について定める。

イ 大規模テロ等に伴う災害発生時は、行政機関からの指示があるまで、屋内への避難が原則となる。自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるよう伝達する。

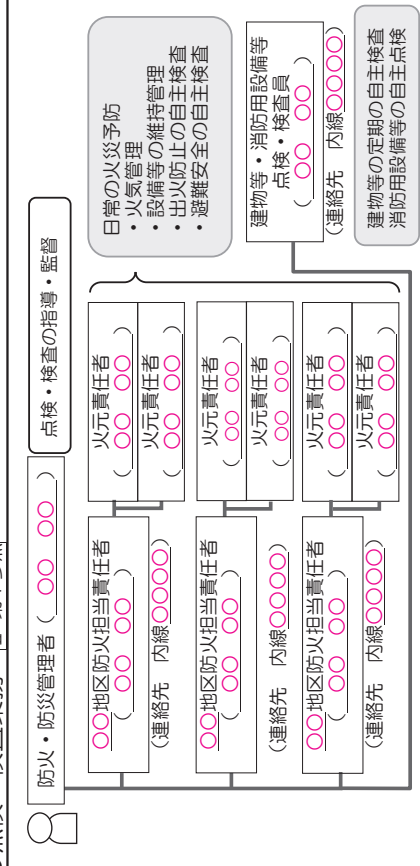
別図

避難経路図

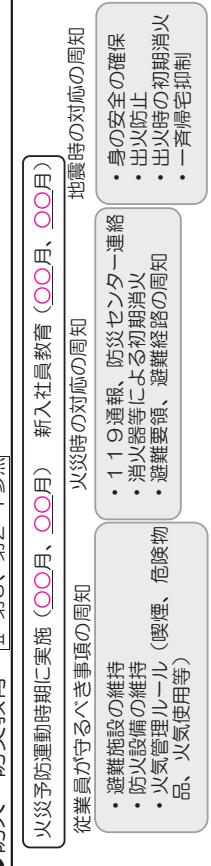
※避難口などが明記された平面図等に避難経路（矢印）を記入し添付する。

(連絡先 内線〇〇〇〇)

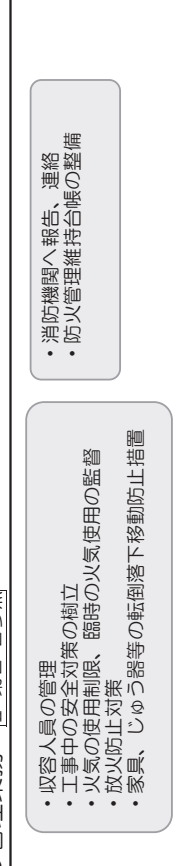
II-第1卷照



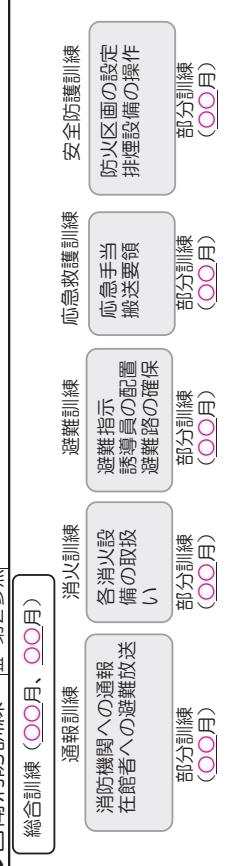
I-第3卷2-1 第3卷2-1 第3卷2-1



照參2-2-Ⅱ



練習 II-第2参照



管理権原者 (〇〇 〇〇)	〇〇地区隊 (連絡先 内線 〇〇〇〇)	〇〇地区隊 (連絡先 内線 〇〇〇〇)	〇〇地区隊 (連絡先 内線 〇〇〇〇)
自衛消防隊長 (〇〇 〇〇 代行者 〇〇 〇〇)	地区隊長 (〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇)	地区隊長 (〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇)	地区隊長 (〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇)
本部隊	通報連絡班 (〇〇 〇〇)	通報連絡班 (〇〇 〇〇)	通報連絡班 (〇〇 〇〇)
	初期消火班 (〇〇 〇〇)	初期消火班 (〇〇 〇〇)	初期消火班 (〇〇 〇〇)
	避難誘導班 (〇〇 〇〇)	避難誘導班 (〇〇 〇〇)	避難誘導班 (〇〇 〇〇)
	応急救護班 (〇〇 〇〇)	応急救護班 (〇〇 〇〇)	応急救護班 (〇〇 〇〇)
	安全防護班 (〇〇 〇〇)	安全防護班 (〇〇 〇〇)	安全防護班 (〇〇 〇〇)
	〇〇地区隊 (連絡先 内線 〇〇〇〇)	〇〇地区隊 (連絡先 内線 〇〇〇〇)	〇〇地区隊 (連絡先 内線 〇〇〇〇)
	地区隊長 (〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇)	地区隊長 (〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇)	地区隊長 (〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇)
	通報連絡班 (〇〇 〇〇)	通報連絡班 (〇〇 〇〇)	通報連絡班 (〇〇 〇〇)
	初期消火班 (〇〇 〇〇)	初期消火班 (〇〇 〇〇)	初期消火班 (〇〇 〇〇)
	避難誘導班 (〇〇 〇〇)	避難誘導班 (〇〇 〇〇)	避難誘導班 (〇〇 〇〇)
	応急救護班 (〇〇 〇〇)	応急救護班 (〇〇 〇〇)	応急救護班 (〇〇 〇〇)
	安全防護班 (〇〇 〇〇)	安全防護班 (〇〇 〇〇)	安全防護班 (〇〇 〇〇)
災害発生時の対応 (火災、地震等が発生した時の対応)			
●火災時 Ⅲ-第1-4参照	●火災時 Ⅲ-第1-4参照		
・通報連絡班 119番通報、館内への非常放送、関係者への連絡、災害状況の情報収集	・通報連絡班 119番通報、館内への非常放送、関係者への連絡、災害状況の情報収集		
・初期消火班 消火器・屋内消火柱等による消火活動	・初期消火班 消火器・屋内消火柱等による消火活動		
・避難誘導班 出入口・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わない	・避難誘導班 出入口・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わない		
・応急救護班 必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施	・応急救護班 必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施		
・安全防護班 排煙口の操作、防火戸、防火シャッター等の閉鎖	・安全防護班 排煙口の操作、防火戸、防火シャッター等の閉鎖		
●震災時 Ⅳ-第2参照	●震災時 Ⅳ-第2参照		
・身の安全の確保	・身の安全の確保		
・(通)被害状況の把握	・(通)被害状況の把握		
・(通)火災発生時の119番通報	・(通)火災発生時の119番通報		
・(応)負傷者等の初期救助、初期救護	・(応)負傷者等の初期救助、初期救護		
・(応)エレベーターの閉じ込め者の対応	・(応)エレベーターの閉じ込め者の対応		
・(通)従業員家族の安否確認	・(通)従業員家族の安否確認		
・(避)在館者の避難誘導 (倒壊危険時)	・(避)在館者の避難誘導 (倒壊危険時)		
・(通)一斉帰宅の抑制 (交通機関停止時)	・(通)一斉帰宅の抑制 (交通機関停止時)		
●大規模テロ等発生時 Ⅳ-第1参照	●大規模テロ等発生時 Ⅳ-第1参照		
・身体防護措置の実施	・身体防護措置の実施		
・(通)119番通報 (自己事業所で発生時)	・(通)119番通報 (自己事業所で発生時)		
・(避)屋外への退避指示、避難誘導	・(避)屋外への退避指示、避難誘導		
・(通)行政機関の指示を在館者に伝達	・(通)行政機関の指示を在館者に伝達		
・大雨又は強風時 Ⅳ-第2参照	・大雨又は強風時 Ⅳ-第2参照		
・(安)浸水防止措置の実施	・(安)浸水防止措置の実施		
・(避)在館者の避難誘導 (避難を要する時)	・(避)在館者の避難誘導 (避難を要する時)		
●受傷事故発生時 Ⅴ-第3参照	●受傷事故発生時 Ⅴ-第3参照		
・(通)119番通報	・(通)119番通報		
・(応)応急手当の実施 (AED等)	・(応)応急手当の実施 (AED等)		
・(応)必要により救護所の設置	・(応)必要により救護所の設置		
●ガス漏えい事故発生時 Ⅴ-第4参照	●ガス漏えい事故発生時 Ⅴ-第4参照		
・(通)ガス会社へ通報	・(通)ガス会社へ通報		
・(通)119番通報	・(通)119番通報		
・(避)火気電気の使用禁止と避難指示	・(避)火気電気の使用禁止と避難指示		
・(安)緊急遮断弁閉止 (ガス漏えい継続する場合)	・(安)緊急遮断弁閉止 (ガス漏えい継続する場合)		